

令和元年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・一般許可、知事特定・一般許可)から無作為に抽出した **14,000** 業者
 ※本調査は、下請契約における元請負人(注文者)の不適正な行為に関する実態把握を目的としているため、知事許可建設業者に関しては、資本金1千万円以上の建設業者が対象
 ※福島県の一部市町村の地域に主たる営業所(本社等)を有する建設業者は調査対象外。
- ・調査方法: 郵送による書面調査(令和元年7月10日～令和元年9月13日)
- ・調査内容: 元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等、消費税の転嫁に関する状況、技能労働者への賃金支払状況 等
- ・調査対象期間: 平成30年7月1日～令和元年6月30日における取引
- ・回収業者数: **11,258** 業者(回収率 **80.4%**)
- ・集計対象業者数: **11,155** 業者(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(**103** 業者)を除いた者)

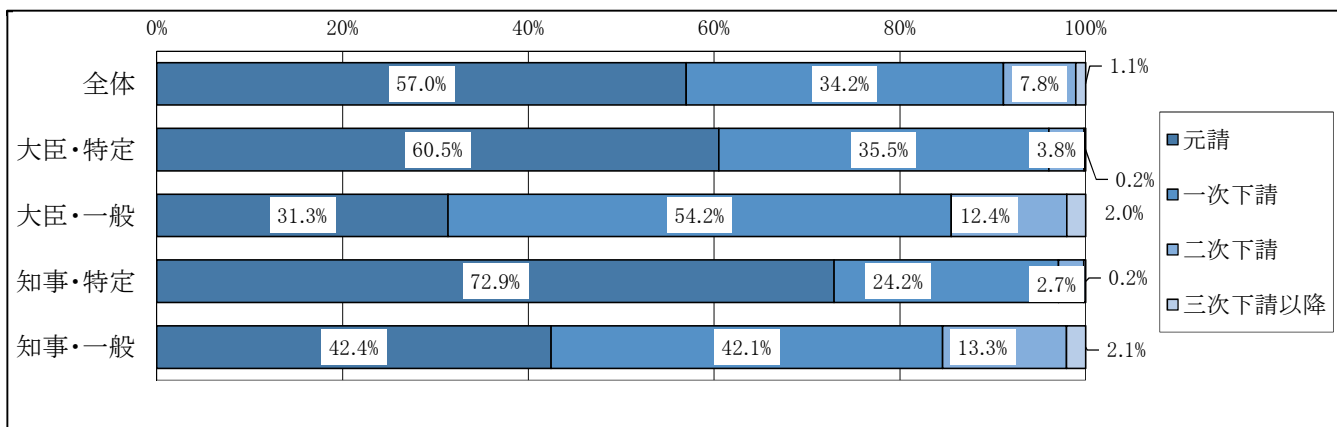
表一 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請負人に発注した実績がある	建設工事を下請負人に発注した実績がない	既に事業活動を終了した建設業者	回収率 ②/①	集計対象業者数 ②-③
					③		
大臣・特定	1,400	1,247	1,211	35	1	89.1%	1,246
大臣・一般	350	280	228	50	2	80.0%	278
知事・特定	5,530	4,667	4,433	214	20	84.4%	4,647
知事・一般	6,720	5,064	3,773	1,211	80	75.4%	4,984
計	14,000	11,258	9,645	1,510	103	80.4%	11,155

○回答業者の主な立場

特定建設業者は元請の割合が高く、一般建設業者は下請の割合が高くなっています。(図-1)

図-1 建設業者の立場

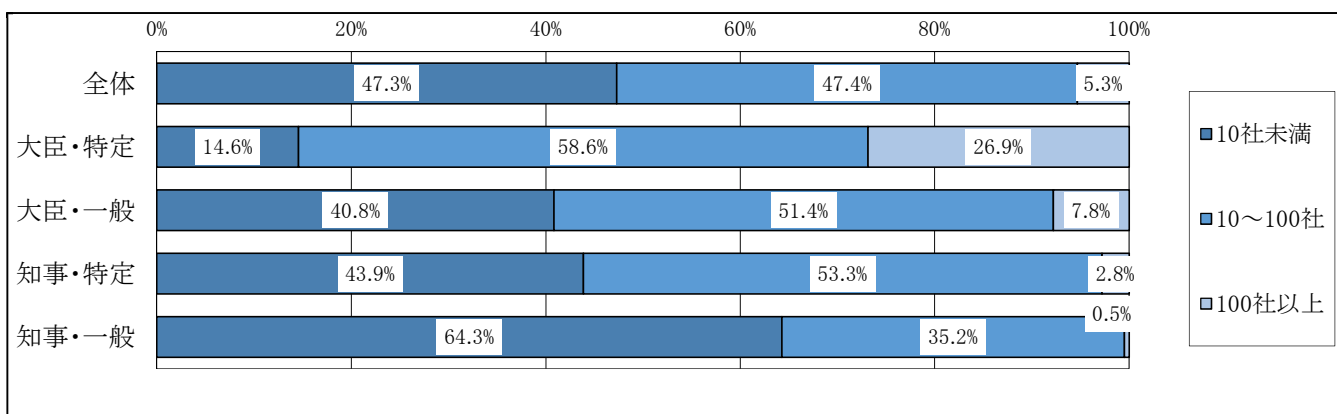


○取引業者数について

1年間に下請取引した会社数について、大臣特定建設業者においては **85.5%**が取引業者数 10 社以上でした。

一方、知事一般建設業者においては、**64.3%**が取引業者数 10 社未満でした。(図-2)

図-2 1年間の下請取引業者数



2. 調査結果

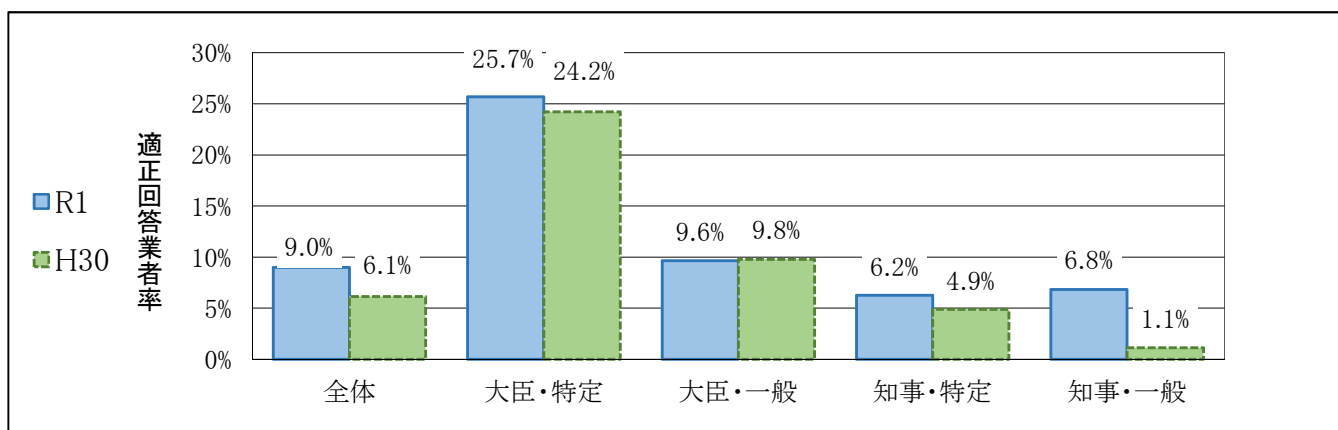
2.1 建設業法の遵守状況(概要)

元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことのある 9,645 業者のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者(以下「適正回答業者」という。)は、868 業者(9.0%:以下「適正回答業者率」という。)であり、昨年度より 2.9 ポイント増加しました。

許可区分別でみると、大臣特定建設業者の適正回答業者率が最も高く(25.7%)、知事特定建設業者が最も低い(6.2%)結果となりました。また、知事一般建設業者の適正回答業者率が 6.8%と、前年度(1.1%)より大幅に増加しました。(図-3(a))

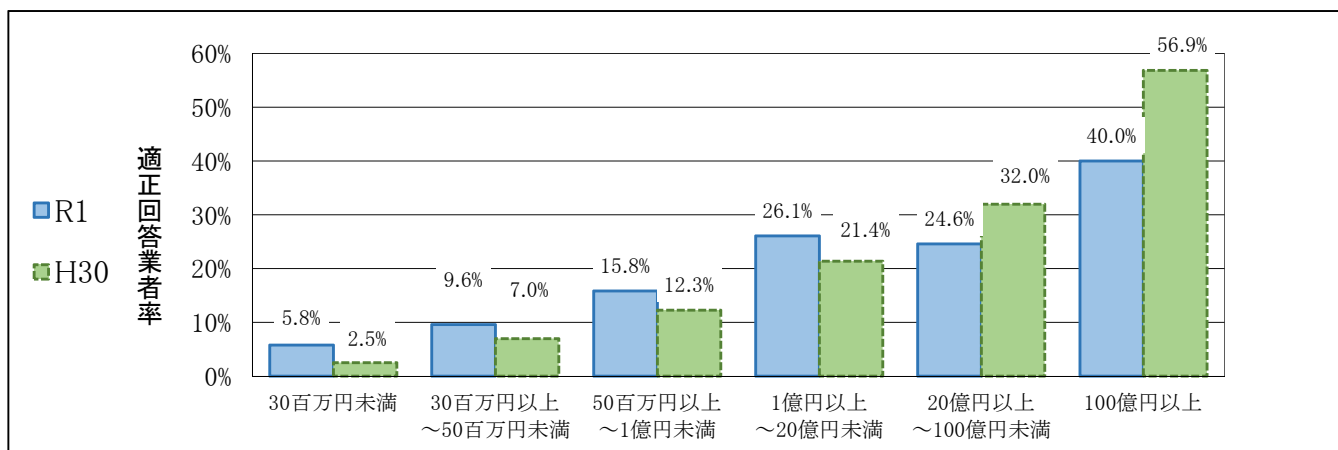
図-3 適正回答業者の割合

(a) 許可区分別



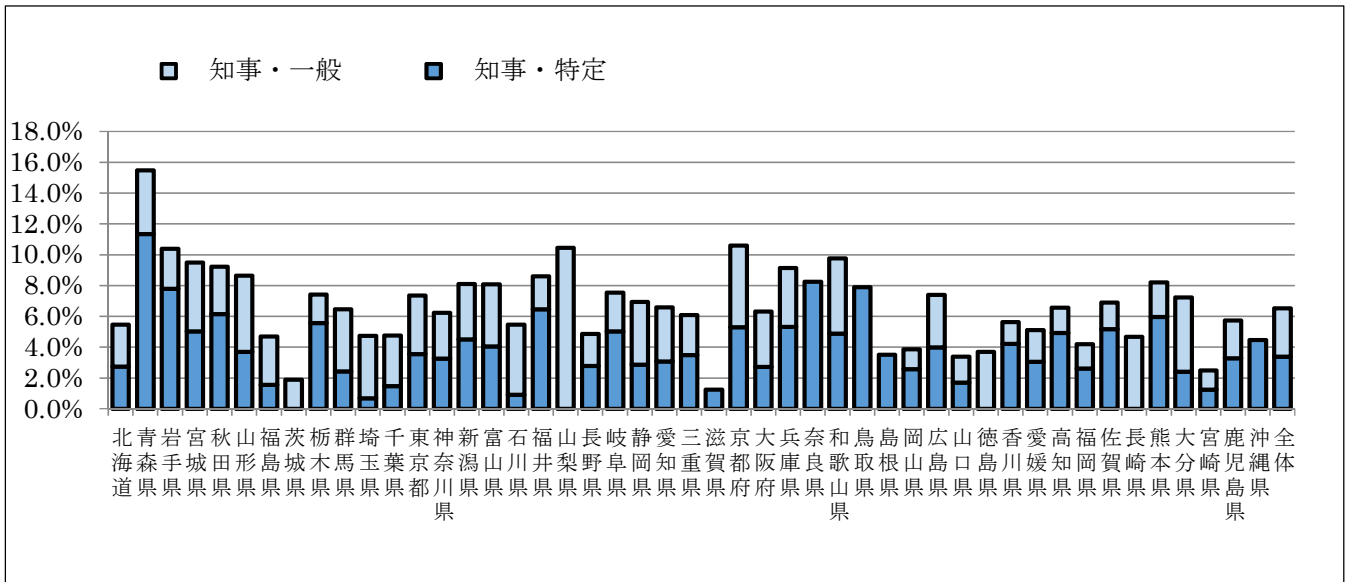
資本金階層別でみると、資本金階層が大きくなるほど適正回答業者率が概ね高くなる傾向にあります。(図-3(b))

(b) 資本金階層別



都道府県別(図-3(c))でみると、適正回答業者率が最も高いのは青森県(15.5%)でした。

(c) 都道府県別(知事許可建設業者のみ)



2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

以下のグラフにおいて、青色は「適正回答率」、赤色は「不適正回答率」、緑色は「H30調査適正回答率」を示します。なお、茶色は是正措置の指導対象外の調査項目です。

I 下請負人との見積りや下請金額の決定方法について

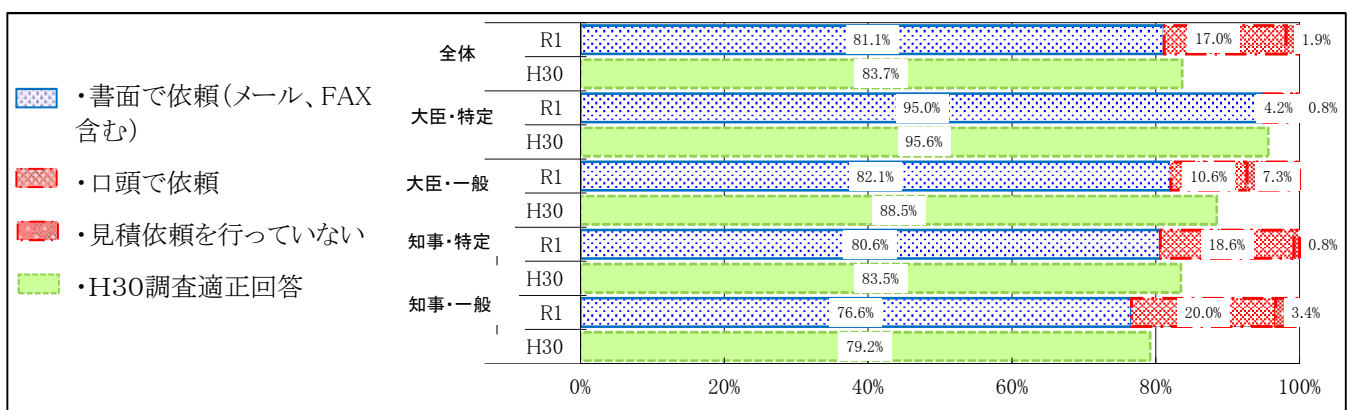
(1) 見積り依頼方法

見積りを依頼する際には、下請契約の具体的な内容を示すことが必要であり、望ましくは「書面」でその内容を示すこととされています。

「書面」で見積り依頼している建設業者は 81.1%(昨年度 83.7%)にとどまり、約 2 割が書面による見積り依頼を行っていない状況でした。

(図-4)

図-4 見積り依頼方法

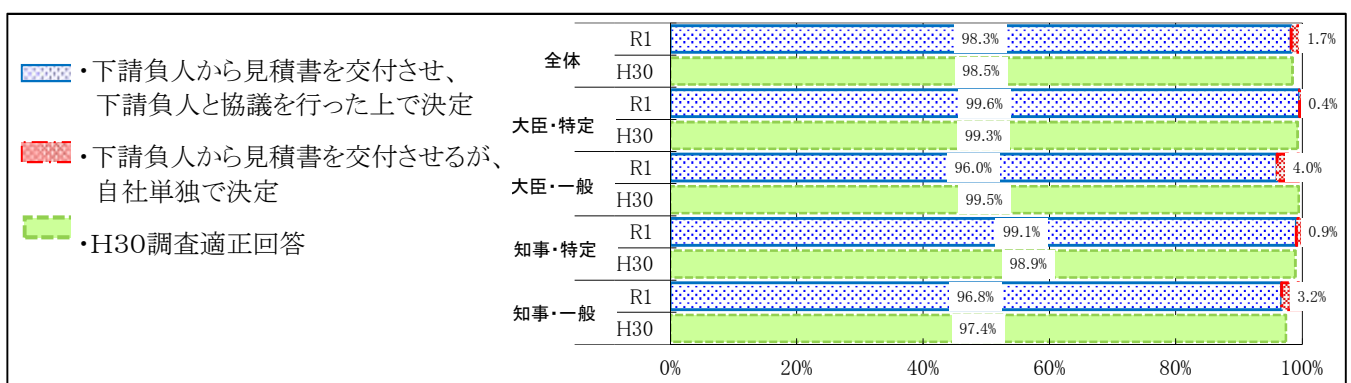


(2) 下請代金決定方法

下請契約を締結する際には、下請負人から見積書を交付させ、元請負人と下請負人双方が十分な協議を行うことが必要です。

見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で下請代金を決定している建設業者は 98.3%(昨年度 98.5%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-5)

図-5 下請代金決定方法

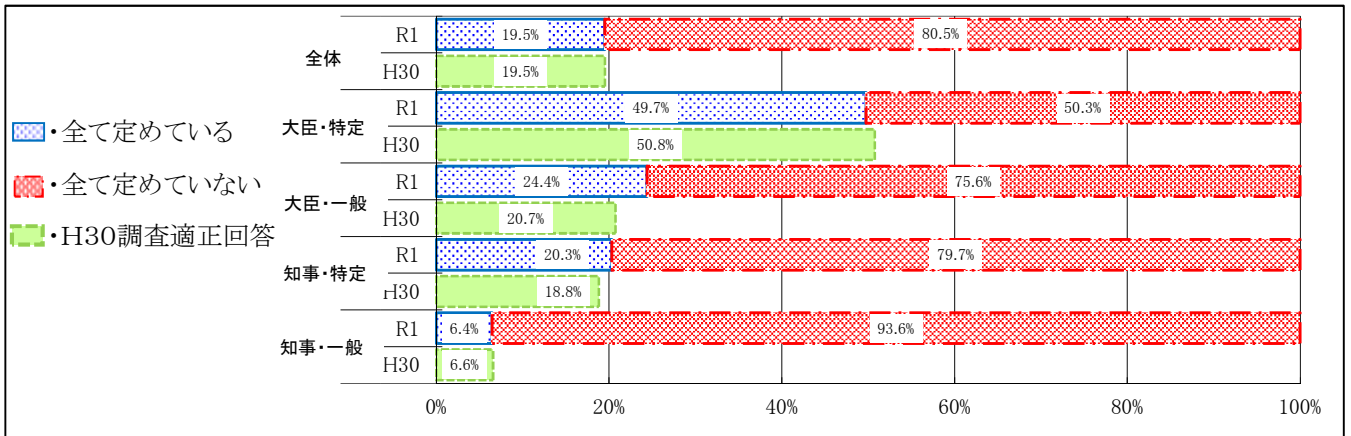


(3) 見積りを依頼する際に提示している内容

見積りを依頼する際には、契約書に記載すべき14項目のうち請負代金の額を除いた13項目について、できる限り具体的な内容を提示しなければなりません。

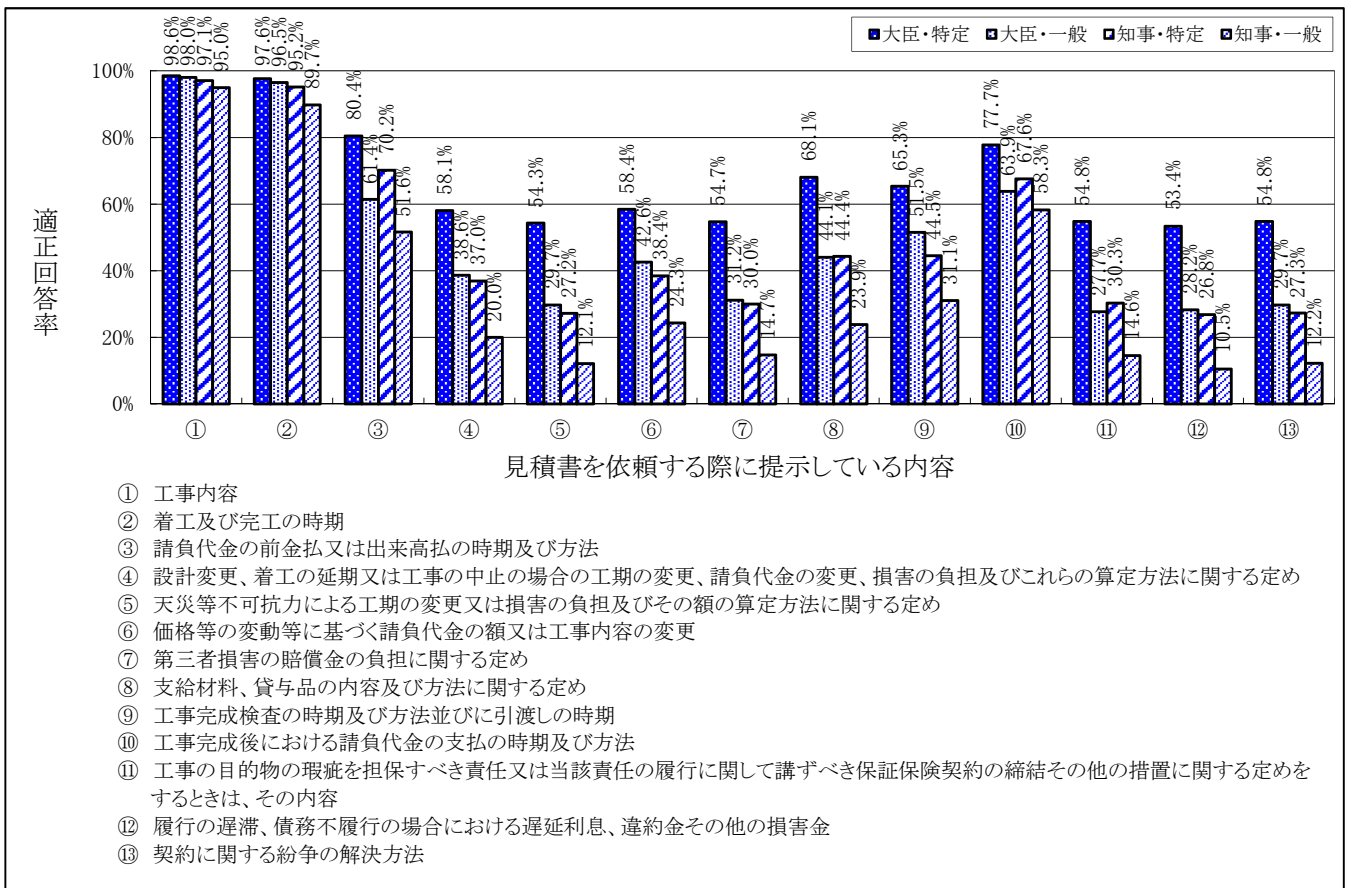
必要な項目を全て提示している建設業者は 19.5%(昨年度 19.5%)であり、最も高い大臣特定建設業者においても 49.7%(昨年度 50.8%)と、昨年度と同様に許可区分にかかわらず必要な項目を提示していない建設業者の割合が多いという結果となりました。(図-6(a))

図-6 見積書を依頼する際に提示している内容
(a) 見積書を依頼する際に提示すべき項目を全て定めている割合



また、項目別にみると「①工事内容」、「②工期」については、許可区分にかかわらず概ね提示されている状況ですが、それ以外の項目については、提示されている割合が低い状況でした。(図-6(b))

(b) 項目別の割合



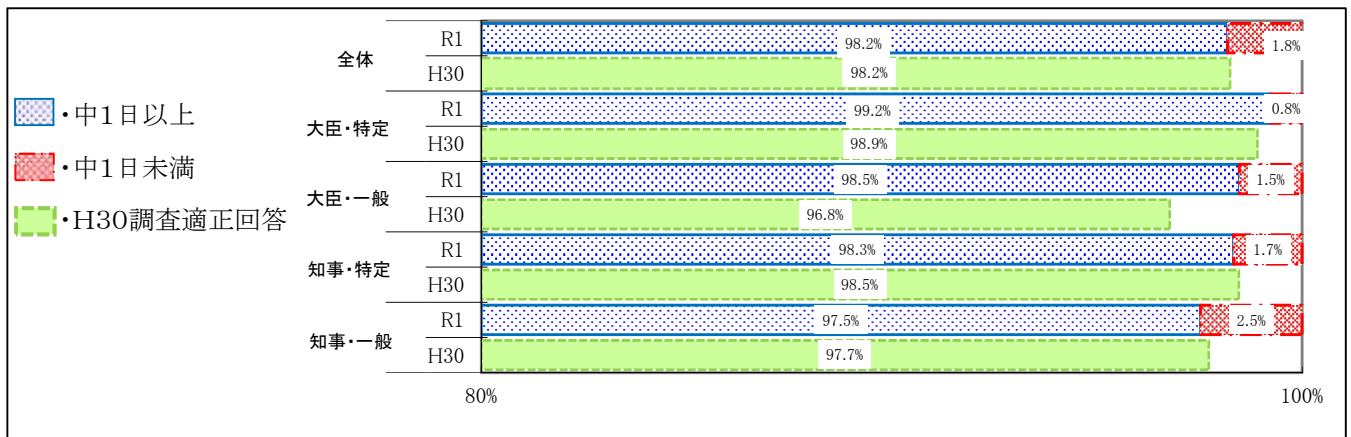
(4) 見積期間

建設工事の見積依頼をする際には、予定価格に応じた見積期間を適正に定めなければなりません。

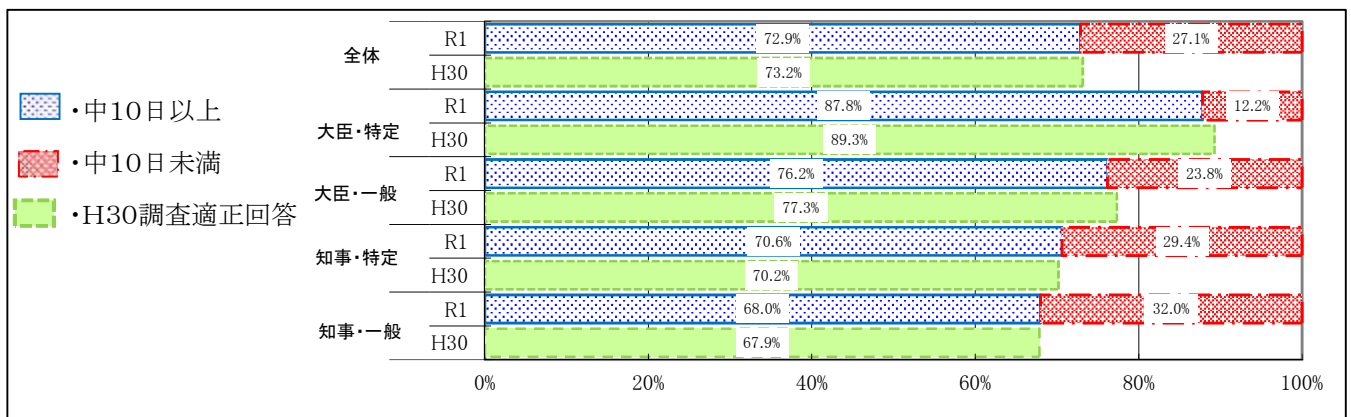
予定価格が500万円未満の場合には、昨年度と同様に概ね適正な見積期間を設けている状況ですが(図-7(a))、予定価格が500万円以上5,000万円未満の場合には72.9%、5,000万円以上の場合には76.3%と、約3割が適正な見積期間を設けていない状況でした。(図-7(b)、(c))

図-7 見積期間

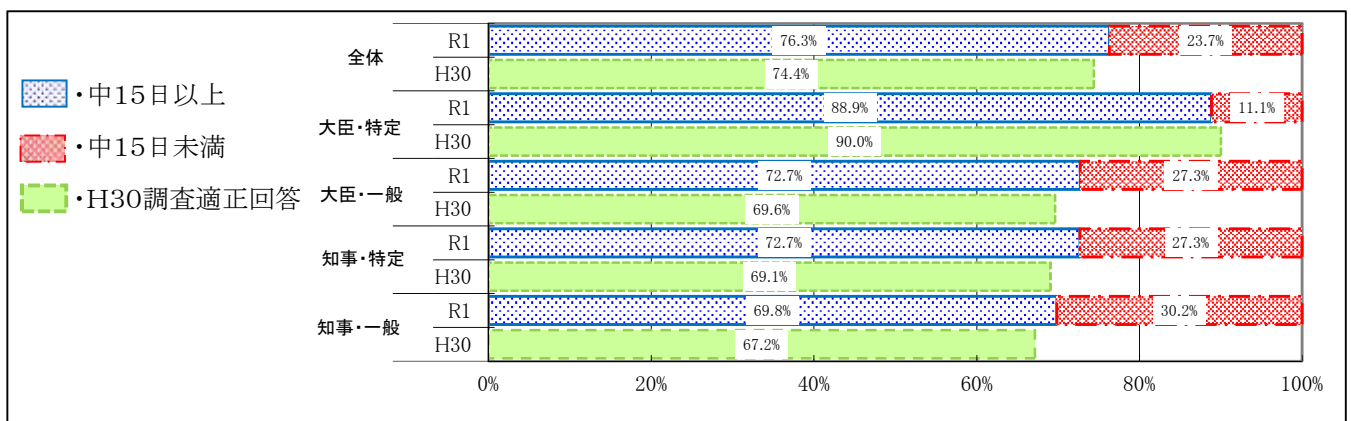
(a) 予定価格が500万円未満の場合



(b) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の場合



(c) 予定価格が5,000万円以上の場合



Ⅱ 下請契約の締結方法

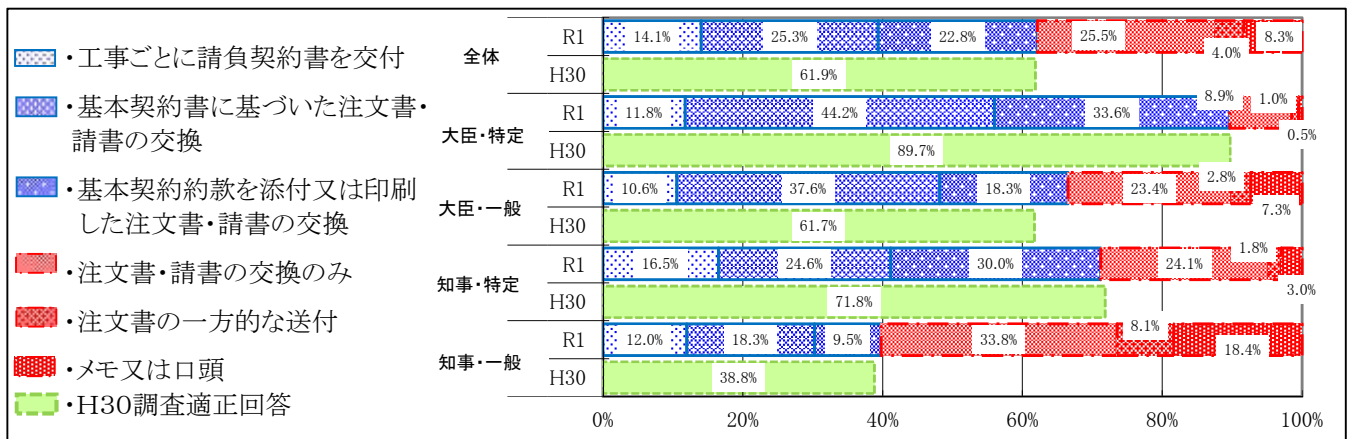
(1) 契約方法

建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとに請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。

全体の適正回答率は **62.2%**(昨年度 **61.9%**)となっており、大臣特定建設業者においては、**約 9 割**が適正に契約締結をしていますが、知事一般建設業者に至っては**約 4 割**まで低下する状況となっています。

特に、知事一般建設業者においては、**18.4%**が「メモ又は口頭」による契約締結をしており、一定の要件を満たした**書面による契約**が徹底されていない状況となっています。(図-8)

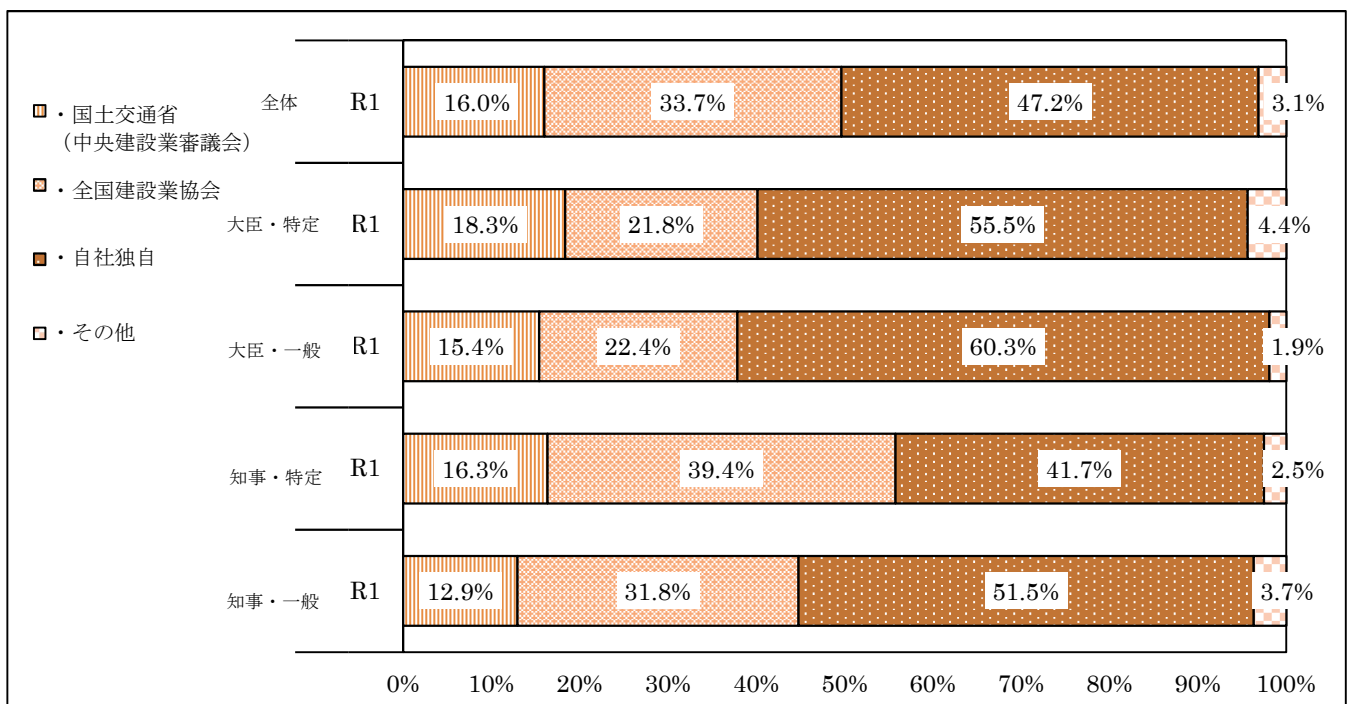
図-8 契約方法



(2) 契約に使用している約款・契約書

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、国土交通省(中央建設業審議会)が作成した建設工事標準下請契約約款を契約に使用している建設業者は全体で **16.0%**であり、自社独自のものを使用している建設業者が全体で **47.2%**と最も高い割合となっています。(図-9)

図-9 契約に使用している約款
(適正な方法で契約締結している建設業者が集計対象)

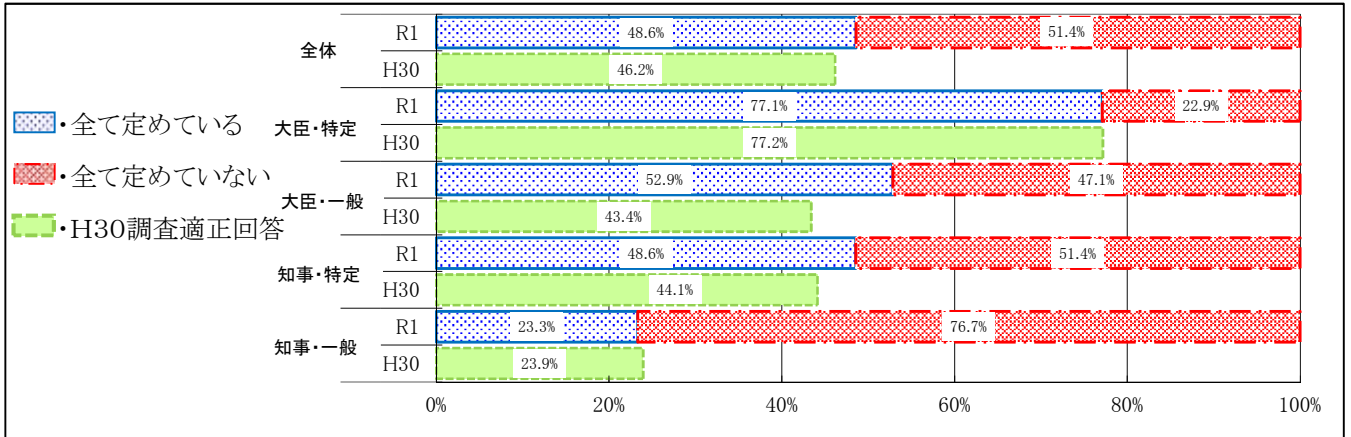


(3) 契約書で定めている条項

契約書には、建設業法第19条第1項で定められている14項目の条項を明示しなければなりません。

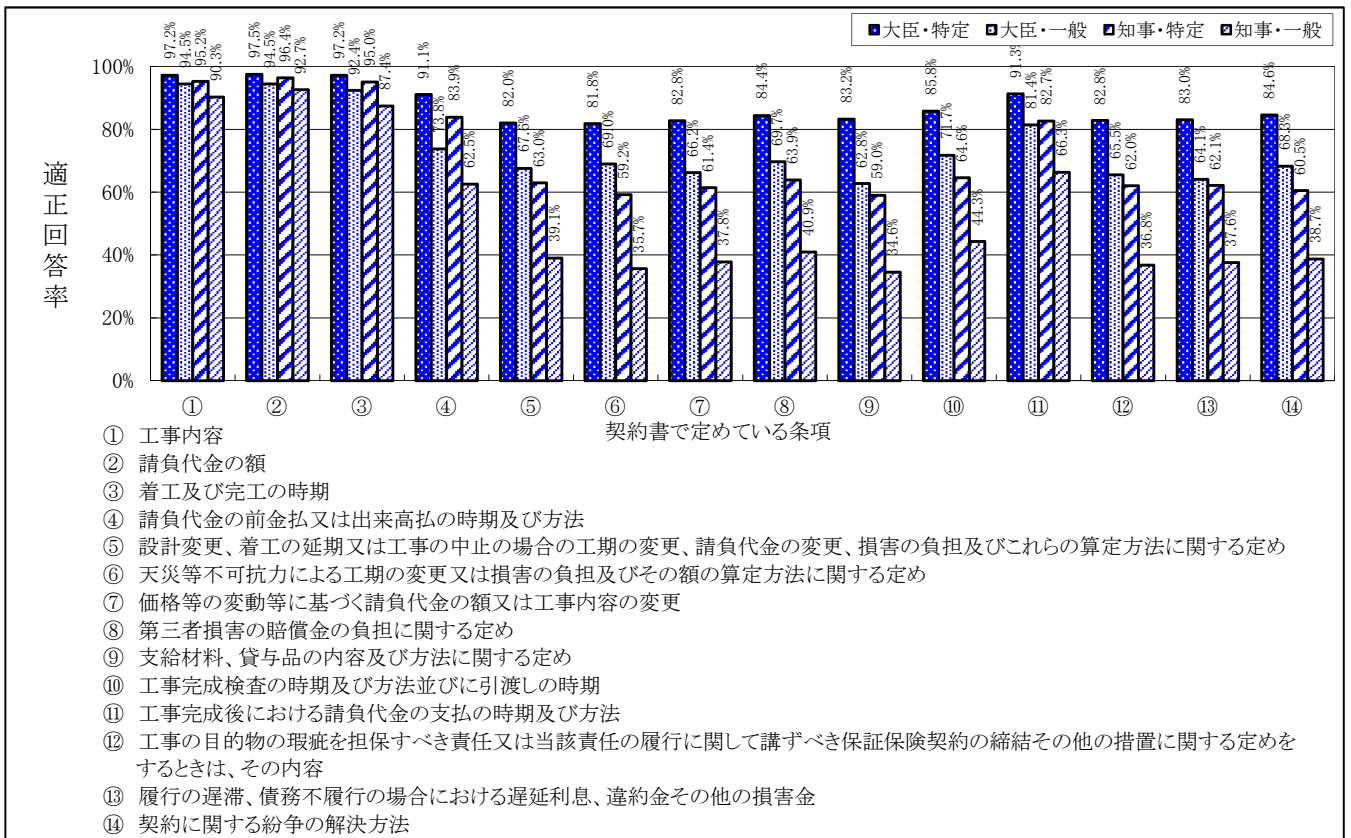
書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、建設業法上定めるべき条項を全て定めているのは、**48.6%**(昨年度 **46.2%**)と昨年度と概ね同じ状況であり、最も高い大臣特定許可業者においても**77.1%**(昨年度 **77.2%**)、知事一般許可業者に至っては**23.3%**(昨年度 **23.9%**)であり、許可区分にかかわらず必要な条項を全て定めている割合が低い状況となっています。(図-10(a))

図-10 契約書で定めている条項
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)
(a) 契約書で定めるべき条項を全て定めている割合



また、契約条項別にみると、「①工事内容」、「②請負代金」、「③工期」の項目については、許可区分にかかわらず概ね定められている状況ですが、それ以外の項目については、大臣特定建設業者以外の区分において定めている割合が低い状況でした。(図-10(b))

(b) 条項別の割合

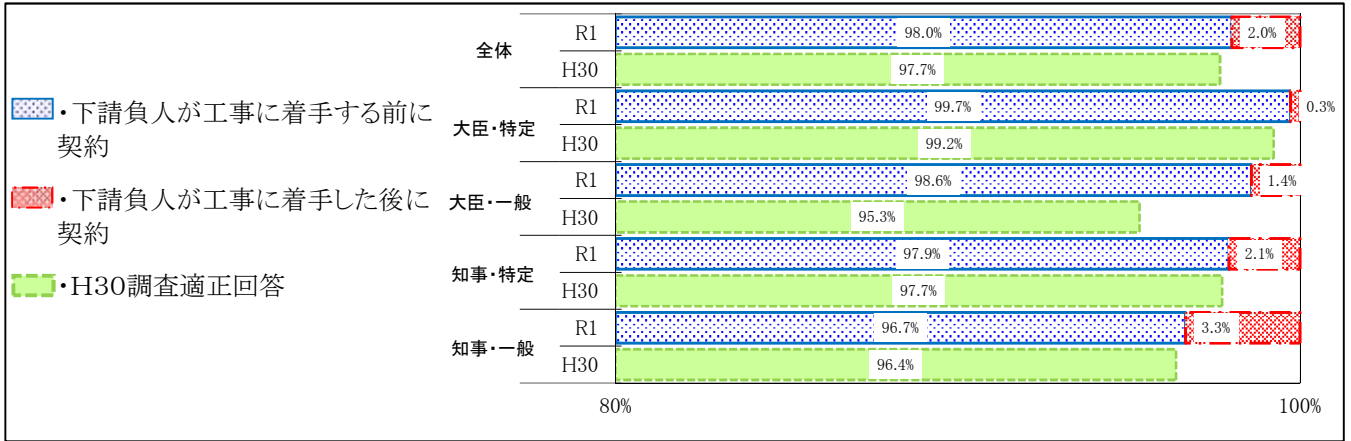


(4) 契約締結時期

契約の締結は、下請工事の着手前までに行う必要があります。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、「工事に着手する前に契約」している建設業者は 98.0%(昨年度 97.7%)と、昨年度と同様に概ね適正な時期に行われていました。(図－11)

図－11 契約締結時期
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)

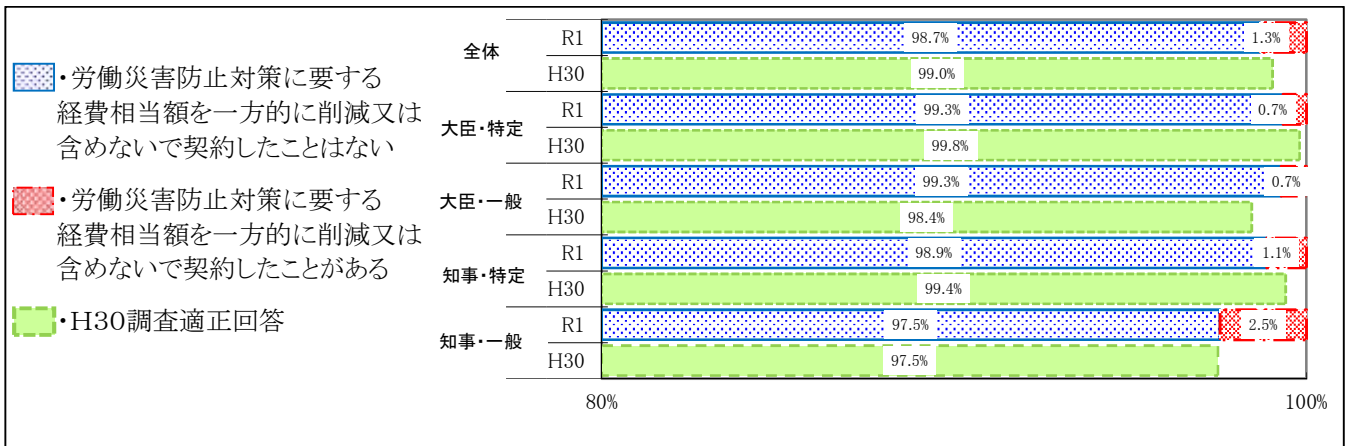


(5) 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無

労働災害防止対策を講ずることは労働安全衛生法で定められており、当該対策に要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用です。下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人が当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあります。

適正回答率は 98.7%(昨年度 99.0%)であり、適正な労働災害防止対策に要する経費が見積書に明示されている場合には、昨年度と同様に概ね当該経費を含んだ金額で契約されている状況です。(図－12)

図－12 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無
(適正な方法で契約締結をしている建設業者が集計対象)



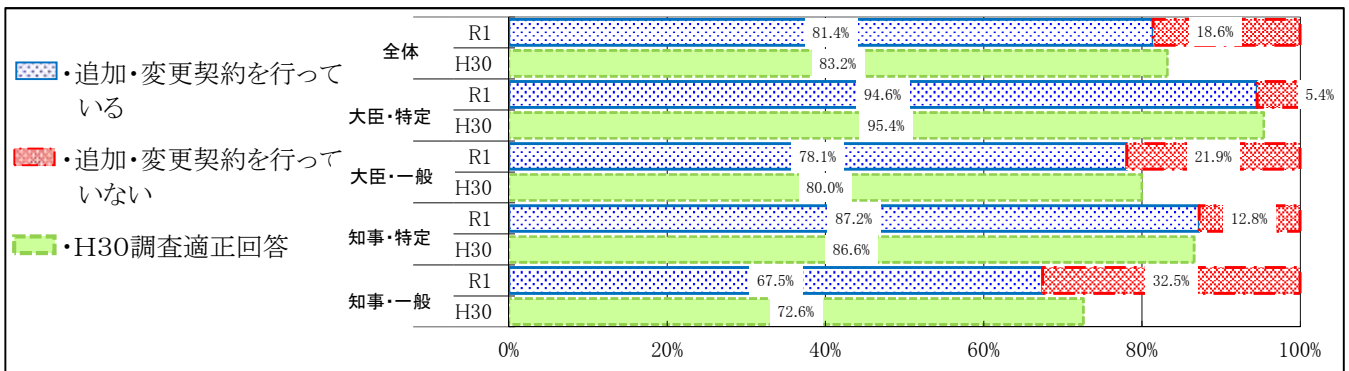
Ⅲ 下請契約の追加・変更契約

(1) 追加・変更契約時の契約締結の有無

追加工事等の発生により請負契約書の内容を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着手前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

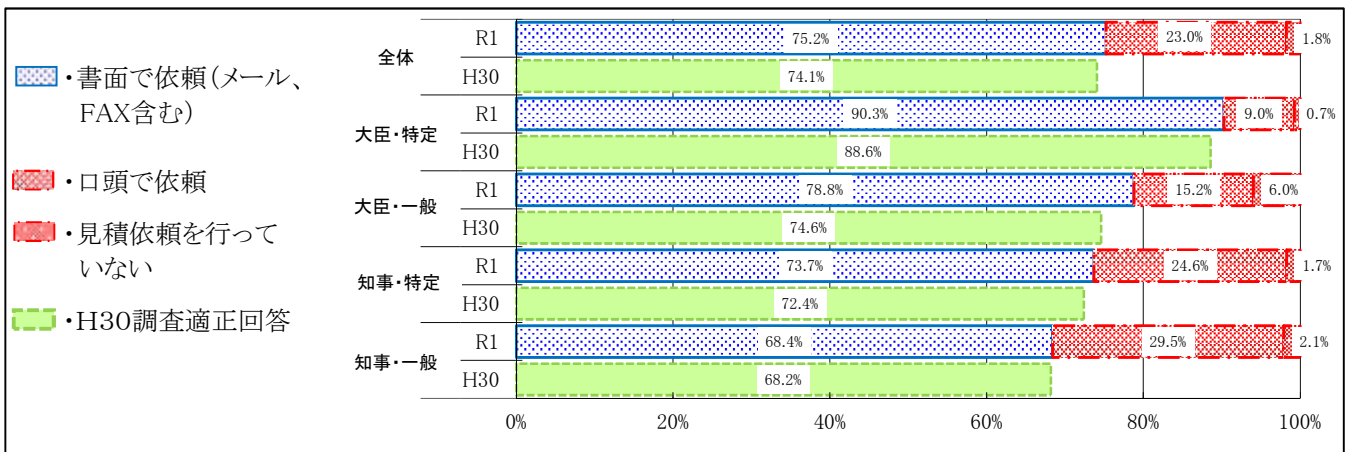
下請負人との間に追加工事等が生じた場合に追加・変更契約を行っているのは、**81.4%**(昨年度 **83.2%**)にとどまり、**約2割**が追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(a))

図-13 追加・変更契約
(a) 追加・変更契約時の契約締結の有無



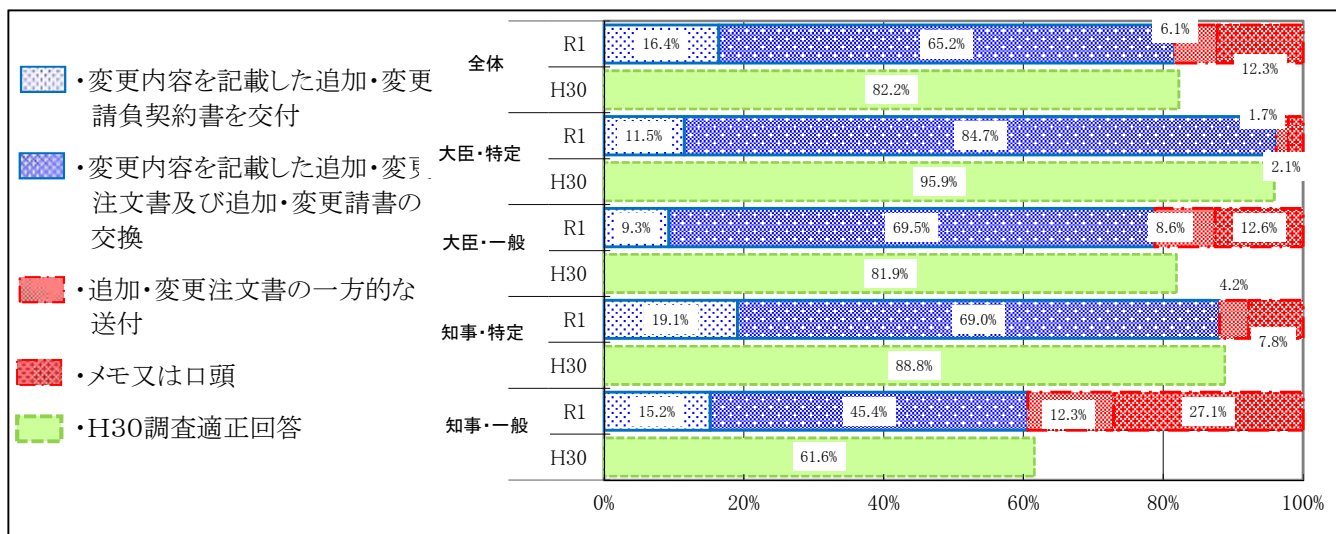
追加・変更契約の見積依頼方法については、「書面で依頼」している建設業者は **75.2%**(昨年度 **74.1%**)と昨年度と同じ結果にとどまりました。(図-13(b))

(b) 追加・変更契約の見積依頼方法
(追加・変更契約をしている建設業者が集計対象)



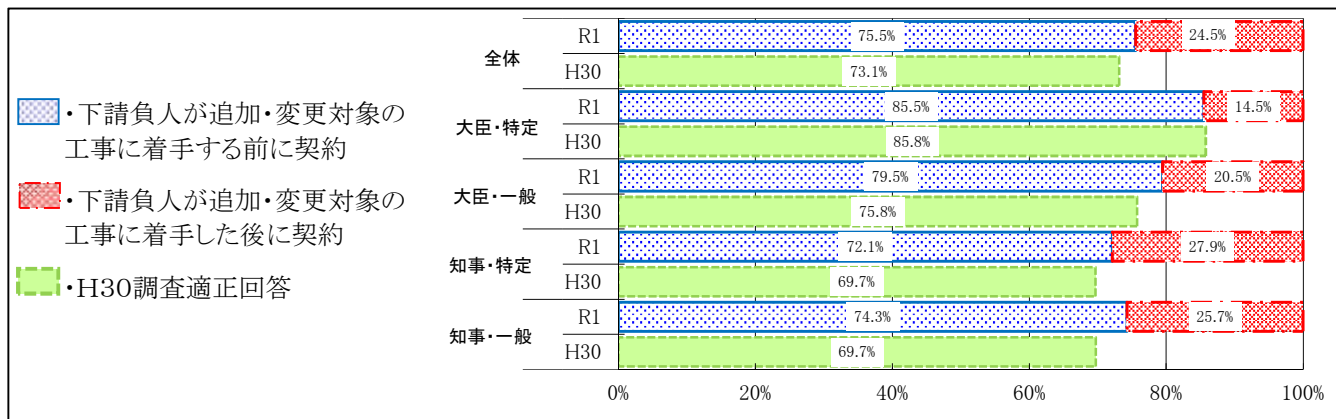
追加・変更契約の方法については、一定の要件を満たした書面による契約を行っている建設業者は **81.6%**(昨年度 **82.2%**)にとどまり、**約 2 割**が一定の要件を満たした書面による追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-13(c))

(c) 追加・変更契約の方法



また、追加・変更契約の時期については、追加・変更対象の工事に着手する前に契約している建設業者は **75.5%**(昨年度 **73.1%**)と昨年度より **2.4 ポイント**増加しました。(図-13(d))

(d) 追加・変更契約の時期



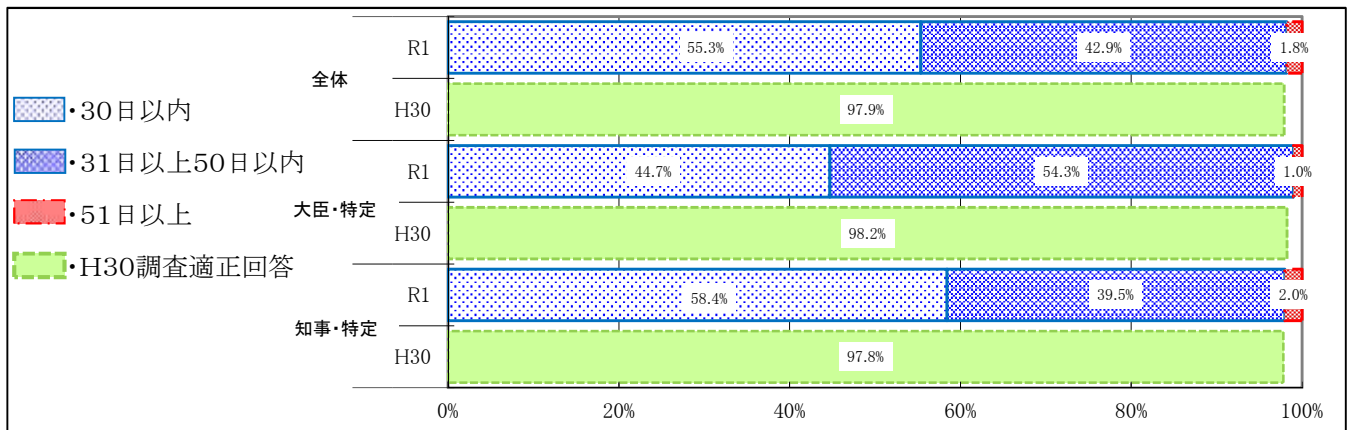
IV 下請代金の支払期間・方法

(1) 引渡し申し出があつてから支払までの期間

特定建設業者は、下請負人からの引渡し申し出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

支払期間が50日以内である特定建設業者は98.2%(昨年度97.9%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-14)

図-14 引渡し申し出があつてから支払までの期間

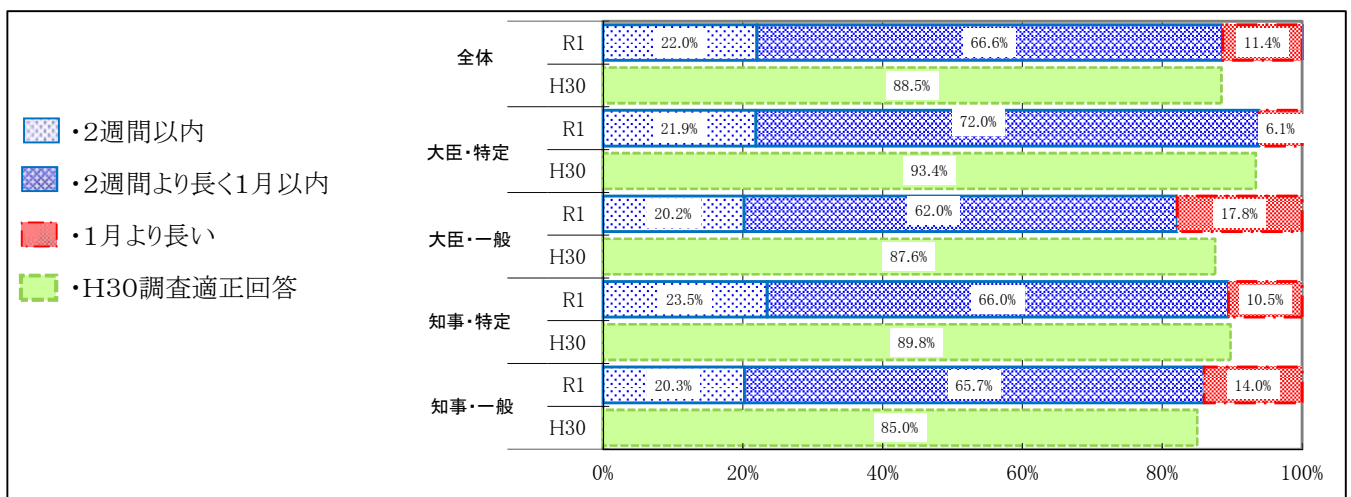


(2) 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。

支払期間が1月以内である建設業者は約9割であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-15)

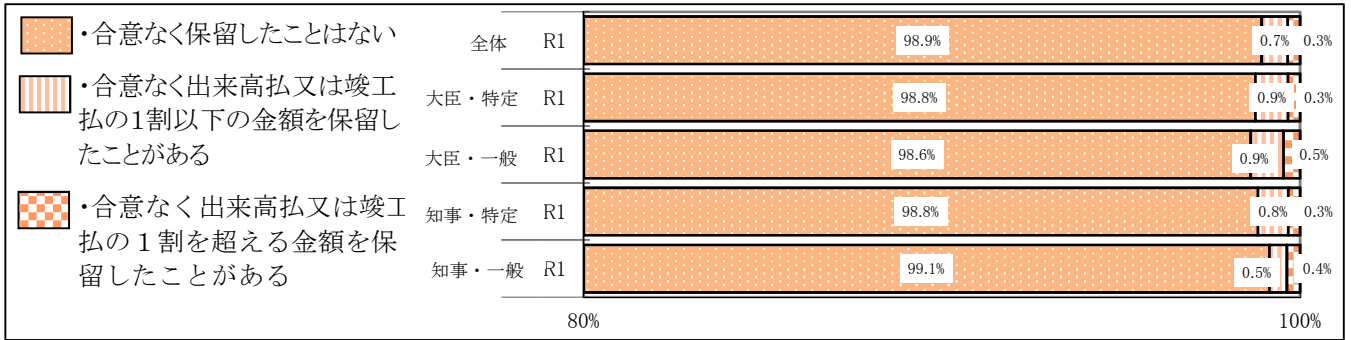
図-15 注文者から支払を受けてから下請負人に支払うまでの期間



(3) 支払の保留

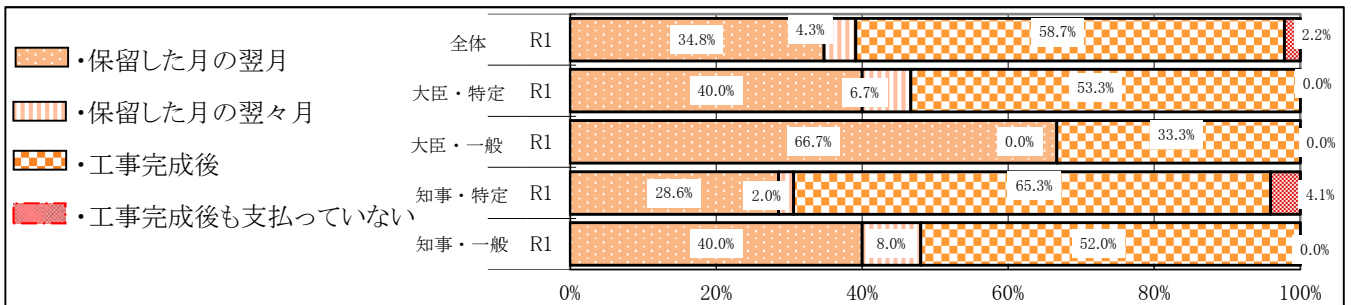
下請負人に対し、下請負人との合意なく支払の保留を行ったことがあるかについて、「合意なく保留したことはない」と回答した建設業者が **98.9%**と、ほとんどの建設業者が合意なく支払保留していない状況でした。(図-16(a))

図-16 支払の保留
(a) 合意なき支払保留の有無



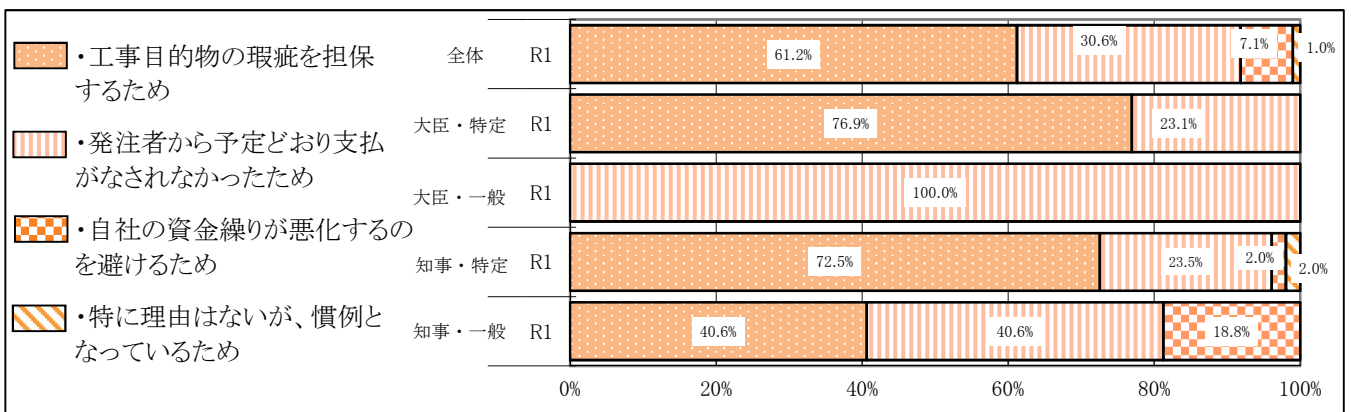
「合意なく出来高払又は竣工払の1割以下の金額を保留したことがある」もしくは「合意なく出来高払又は竣工払の1割を超える金額を保留したことがある」と回答した建設業者のうち、残代金の支払時期を「工事完成後」としているのは **58.7%**であり、次いで「保留した月の翌月」(**34.8%**)が多い状況でした。(図-16(b))

(b) 保留金の扱い



また、支払の保留を行う理由として、「工事目的物の瑕疵を担保するため」が **61.2%**であり、次いで「発注者から予定どおり支払がなされなかったため」(**30.6%**)が多い状況でした。(図-16(c))

(c) 支払の保留を行う理由

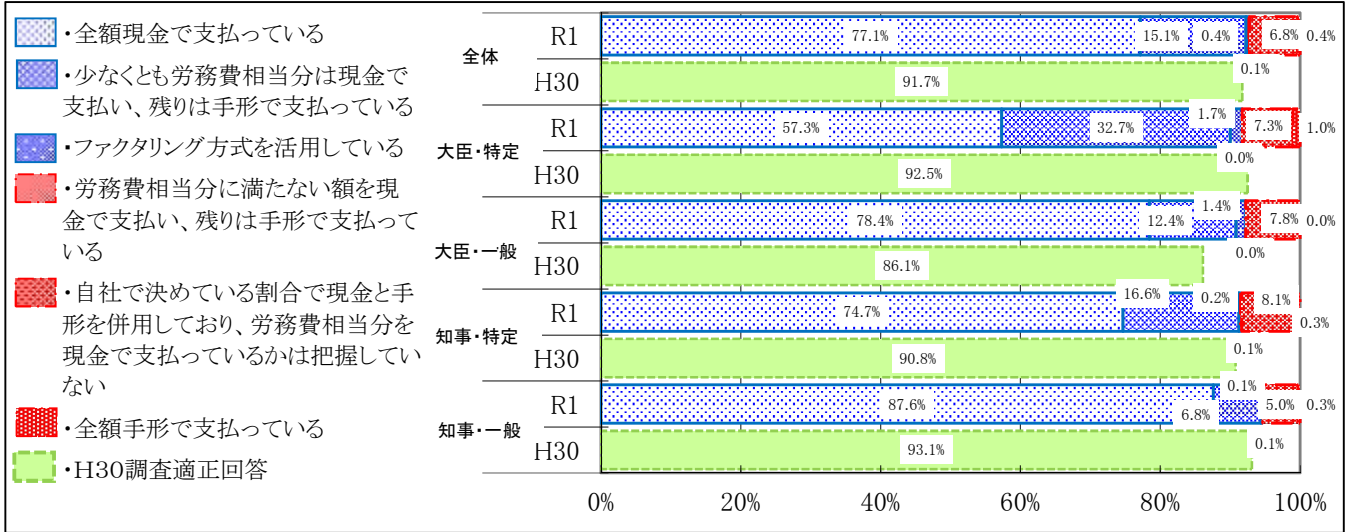


(4) 支払手段

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとしなくてはなりません。

昨年度と同様に約9割の建設業者が「全額現金で支払っている」、または「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」状況でした。(図-17)

図-17 支払手段

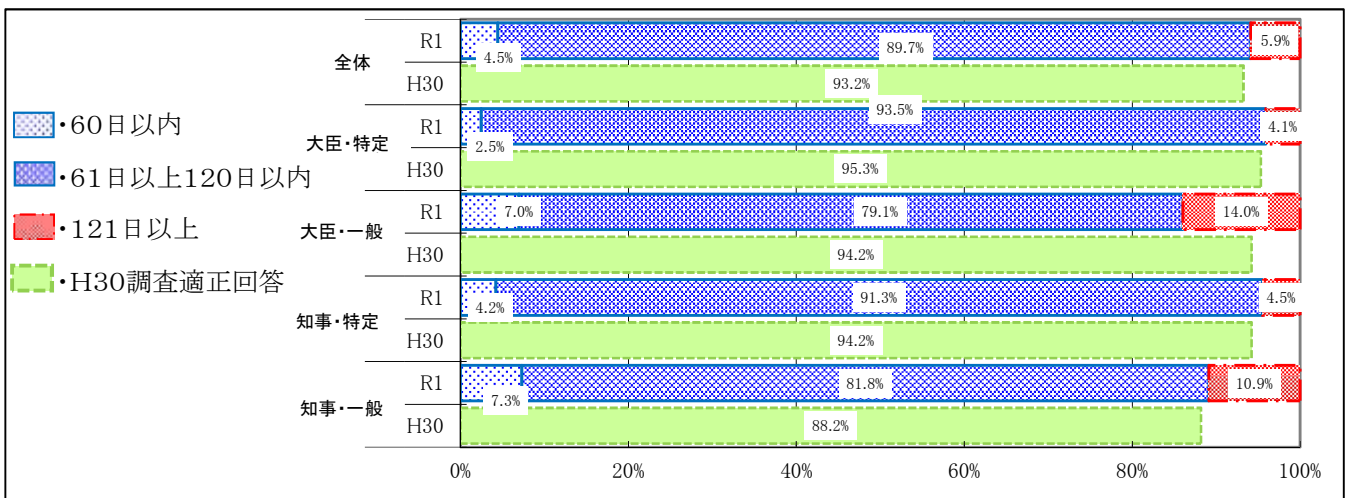


(5) 手形期間

特定建設業者は、下請負人が資本金 4,000 万円未満の一般建設業者である場合における下請代金の支払いについて、手形期間が 120 日を超える長期手形の交付は「割引を受けることが困難である手形の交付」として建設業法に違反するおそれがあります。また、一般建設業者についても手形期間が 120 日を超えない手形を交付することが望ましいとされています。

手形期間が 120 日を超えない手形を交付している建設業者は、約9割であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-18)

図-18 手形期間
(手形を設定している建設業者が集計対象)

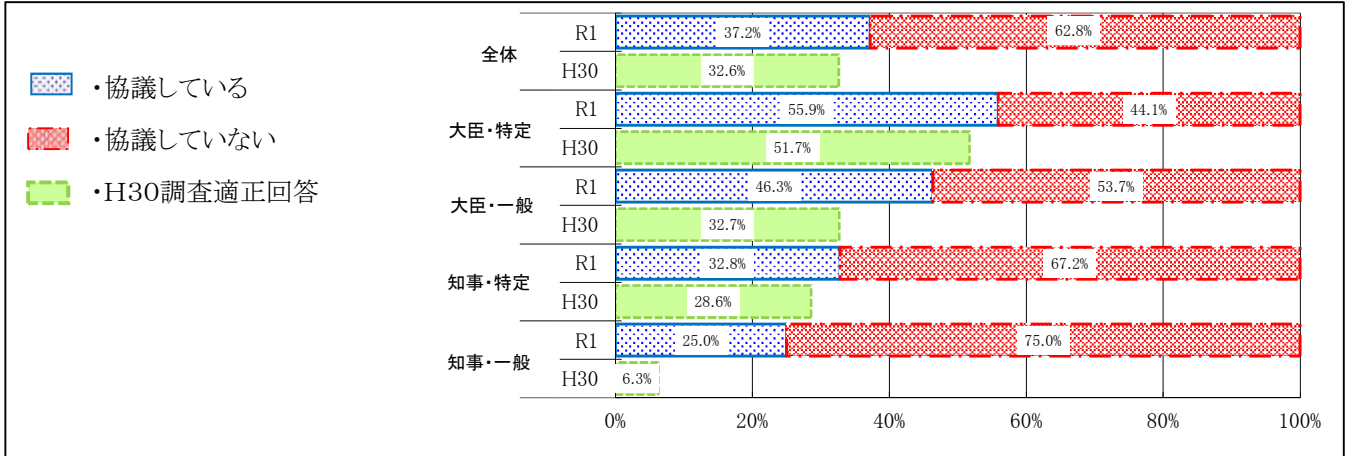


(6) 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議

手形を現金化する際の割引料等のコスト負担については、下請負人の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定しなければなりません。

適正回答率は 37.2%(昨年度 32.6%)と昨年度より 4.6 ポイント増加したものの、未だ約 6 割が下請負人との十分なコスト負担の協議を経ないまま下請代金を決定している状況でした。(図-19)

図-19 手形の協議
(手形を設定している建設業者が集計対象)

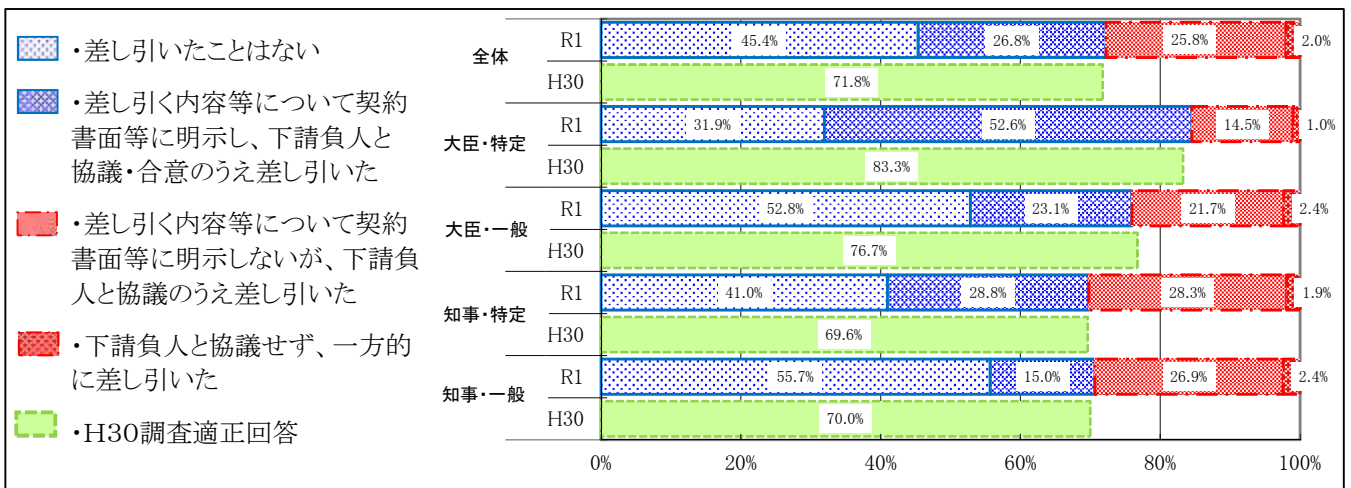


(7) 赤伝処理

下請代金の支払時に諸費用を差し引く(相殺する)行為は赤伝処理と呼ばれています。赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意し、見積条件や契約書面に明示されていなければなりません。

適正回答率は 72.2%(昨年度 71.8%)と昨年度とほぼ同じであり、引き続き約 3 割の建設業者が適正な手続きを経ないまま諸費用を差し引いているという状況でした。(図-20)

図-20 赤伝処理



V 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

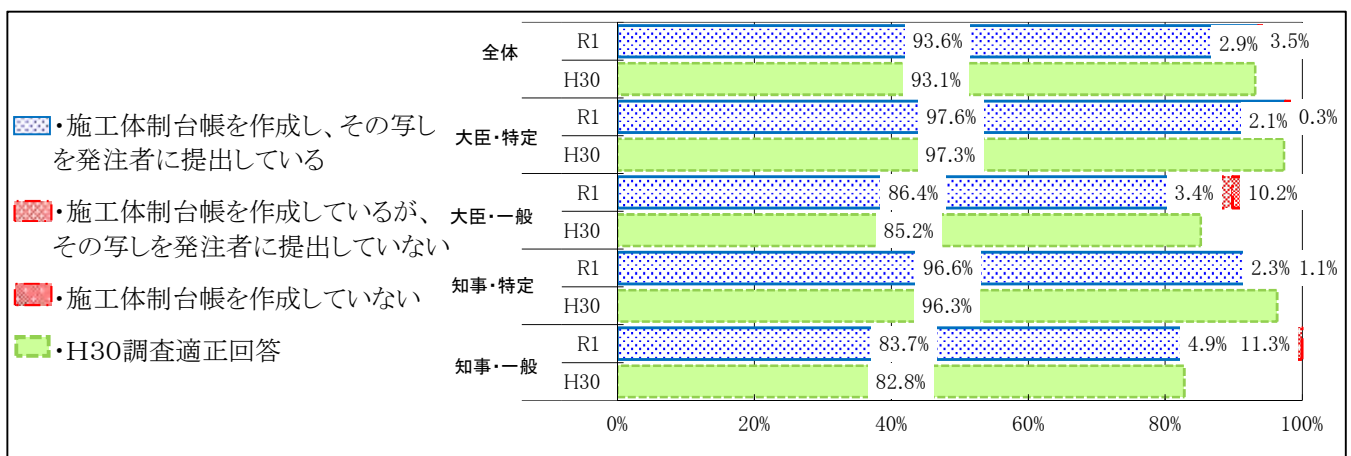
(1) 施工体制台帳・施工体系図

特定建設業者は、発注者から直接工事を請け負った民間工事において、下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる時は、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

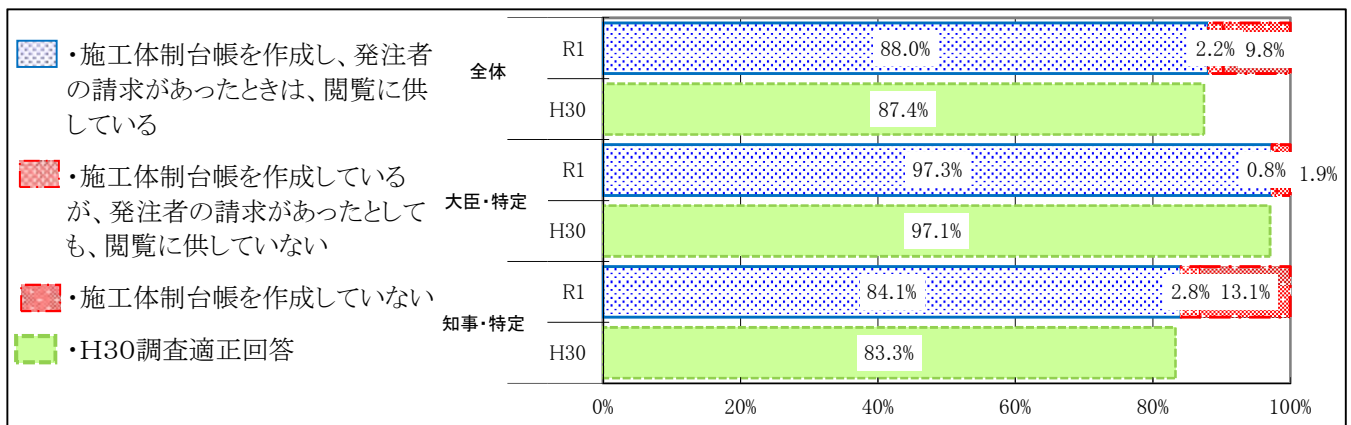
さらに公共工事において、下請契約の請負金額に関わらず当該建設工事の下請契約を締結した際には、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。また、施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

施工体制台帳の作成については、公共工事・民間工事ともに、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。（図-21(a)、(b)）

図-21 施工体制台帳
(a) 施工体制台帳(公共工事)

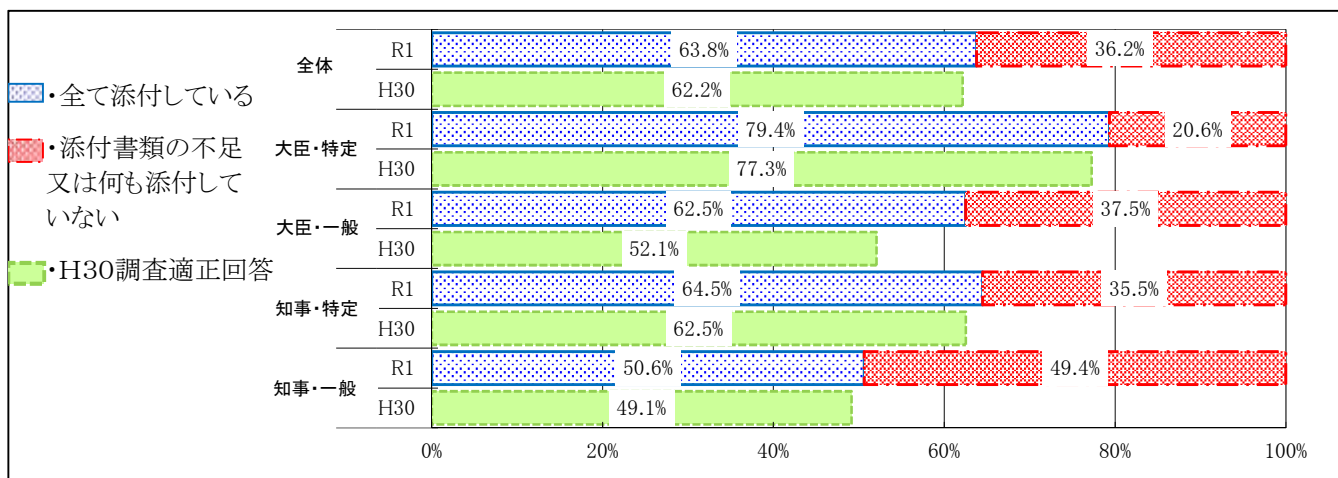


(b) 施工体制台帳(民間工事)

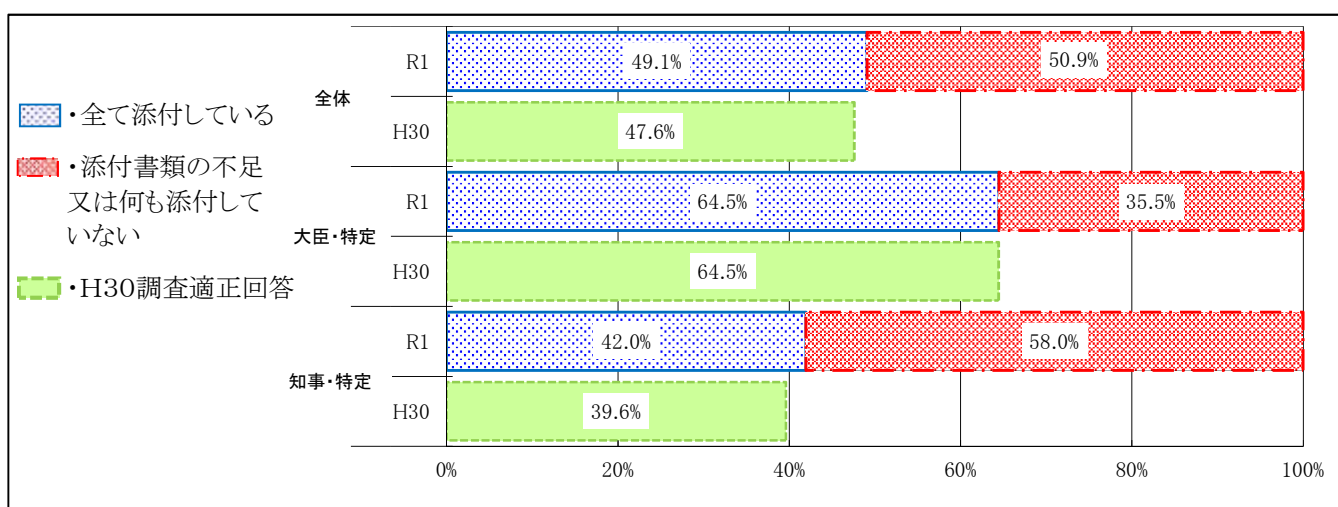


一方、定められた書類を添付していない建設業者が多く、特に民間工事において、その傾向が顕著であるという状況に変化はありませんでした。(図-21(c)、(d))

(c) 施工体制台帳の添付書類(公共工事)
(施工体制台帳を作成している建設業者が集計対象)

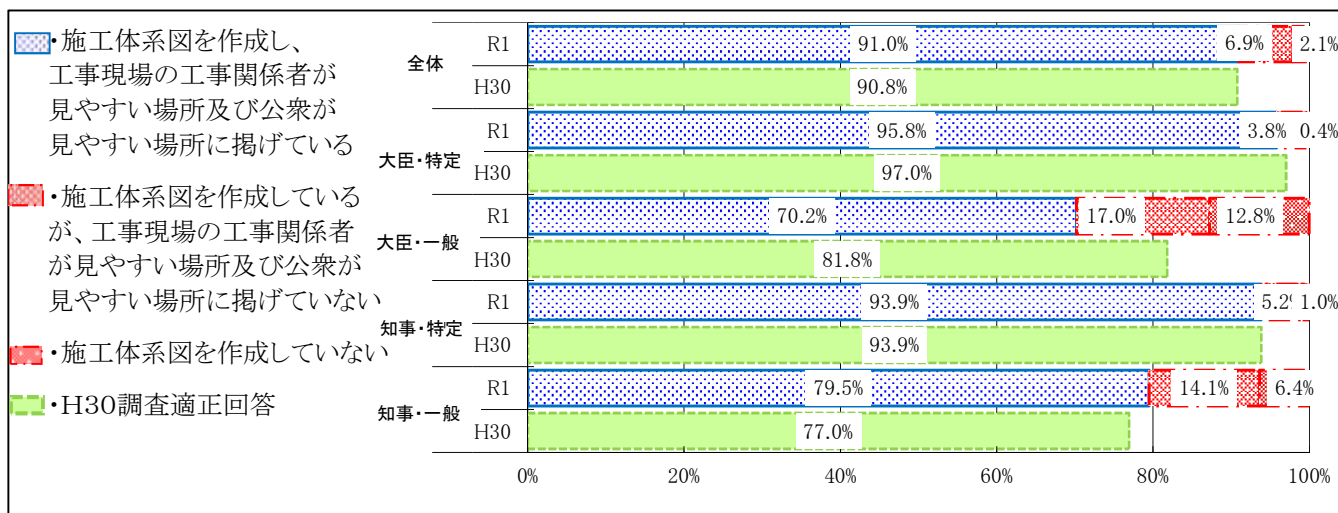


(d) 施工体制台帳の添付書類(民間工事)
(施工体制台帳を作成している建設業者が集計対象)

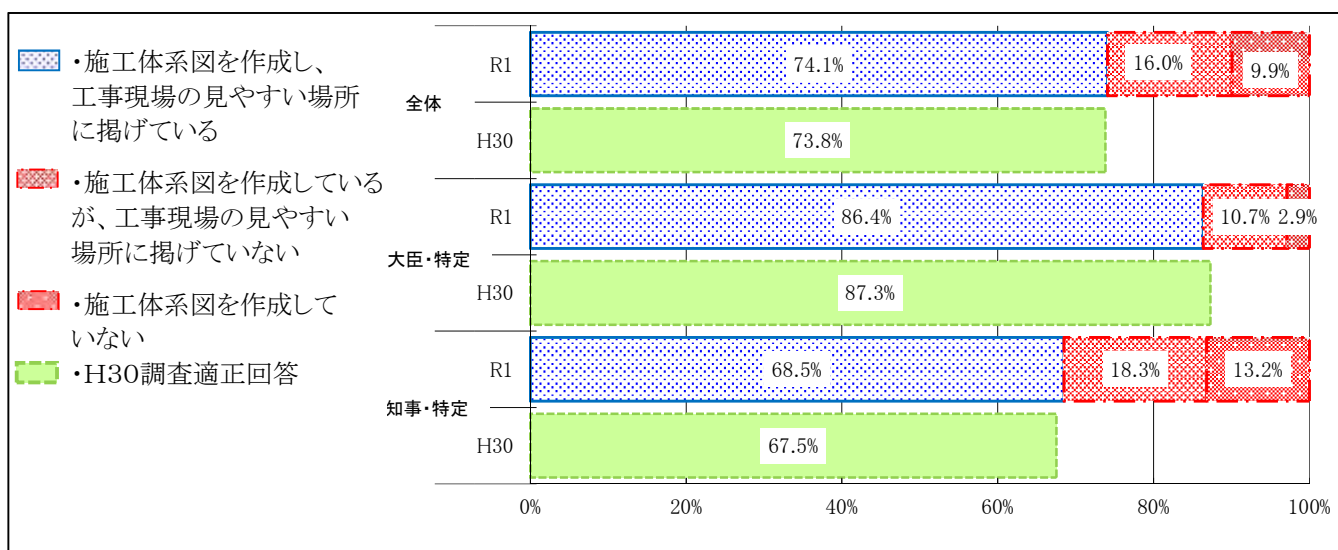


施工体系図の作成・掲示については、公共工事において昨年度と同様に概ね遵守されている状況ですが、民間工事では74.1%(昨年度73.8%)と適正回答率に大きな開きがある状況は、昨年度と同様でした。
 (図-22(a)、(b))

図-22 施工体系図
 (a) 施工体系図(公共工事)



(b) 施工体系図(民間工事)



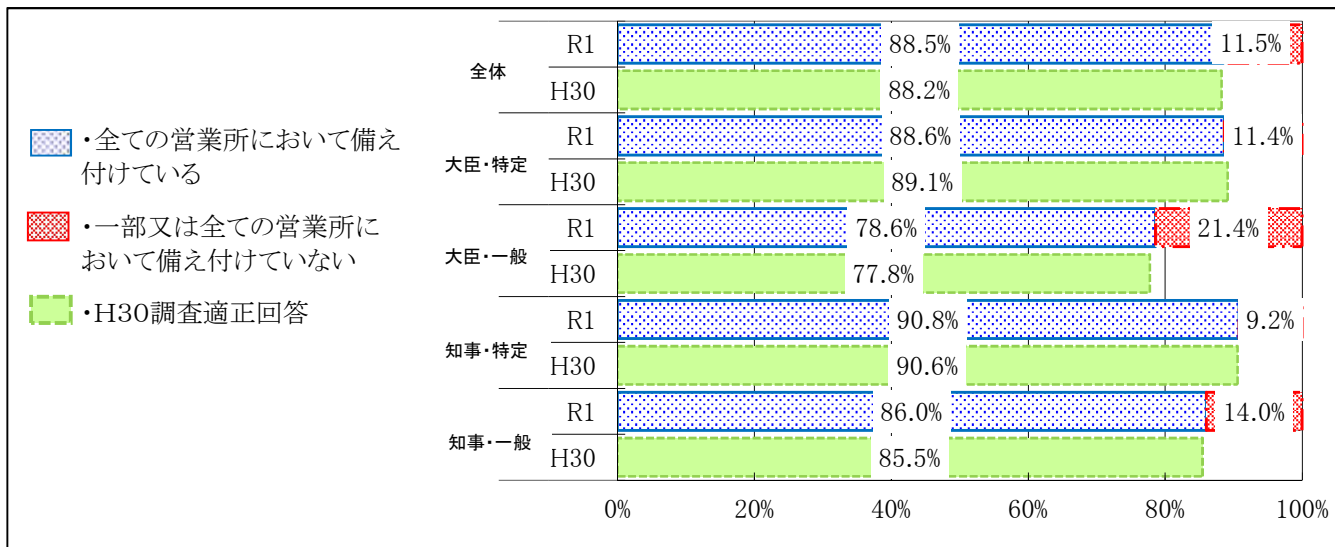
VI 帳簿の作成状況

(1) 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

全ての営業所において帳簿を備え付けていると回答した建設業者は **88.5%**(昨年度 **88.2%**)、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-23)

図-23 帳簿の備え付けの状況



Ⅶ 元請負人として行っている下請負人への指導状況

(1) 下請負人への指導について

発注者から直接請け負った特定建設業者は、建設工事の施工に関し、下請負人に対して法令遵守に係る指導に努めるものとされています。

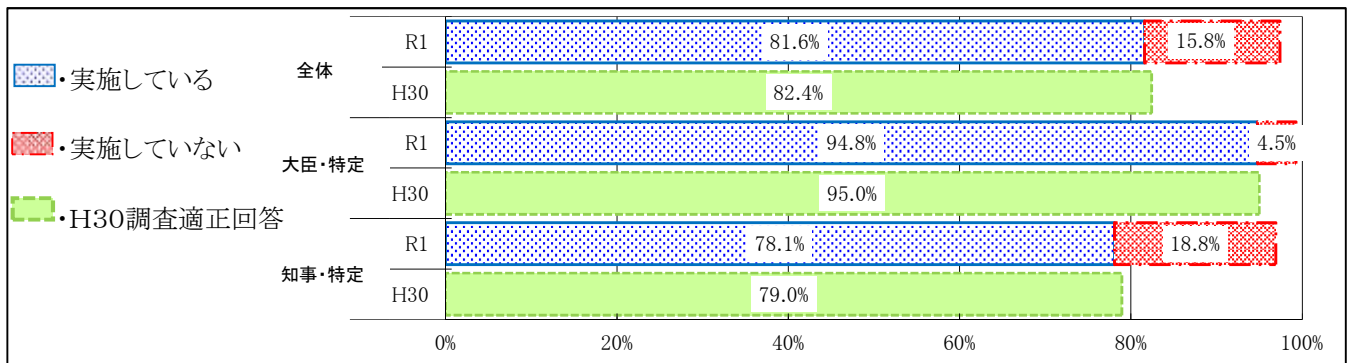
下請負人に対して指導を実施している建設業者は全体の約 8 割となっており、特に大臣特定建設業者は概ね指導を実施しています。(図-24(a))

指導内容も多岐に渡って実施されていました。(図-24(b))

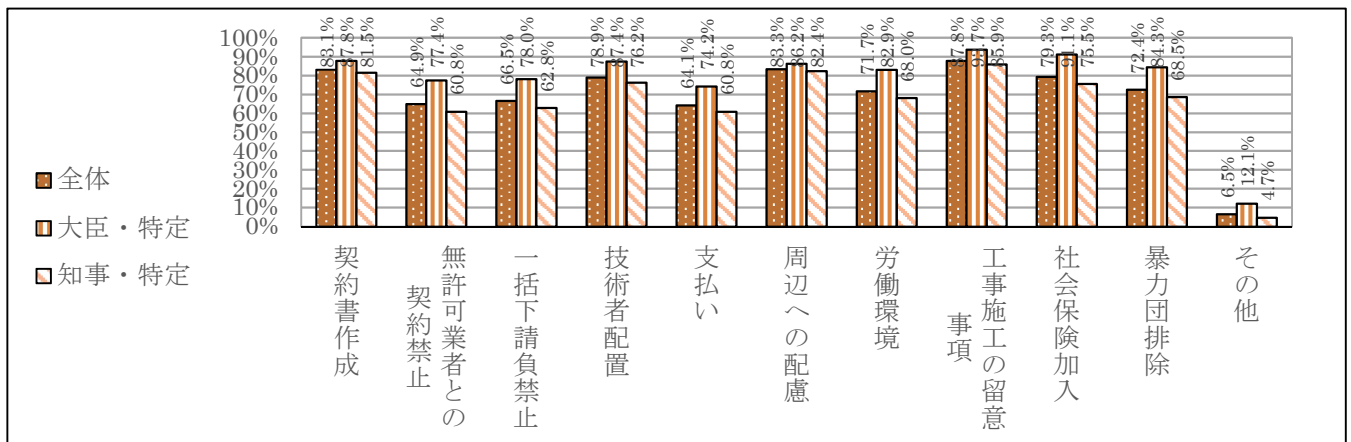
また、実際に違反が判明した場合、文書による指導を行うケースが大臣特定建設業者においては 35.6% ですが、口頭による指導を行うケースが全体で約 7 割と多くなっています。(図-24(c))

図-24 下請負人への指導について

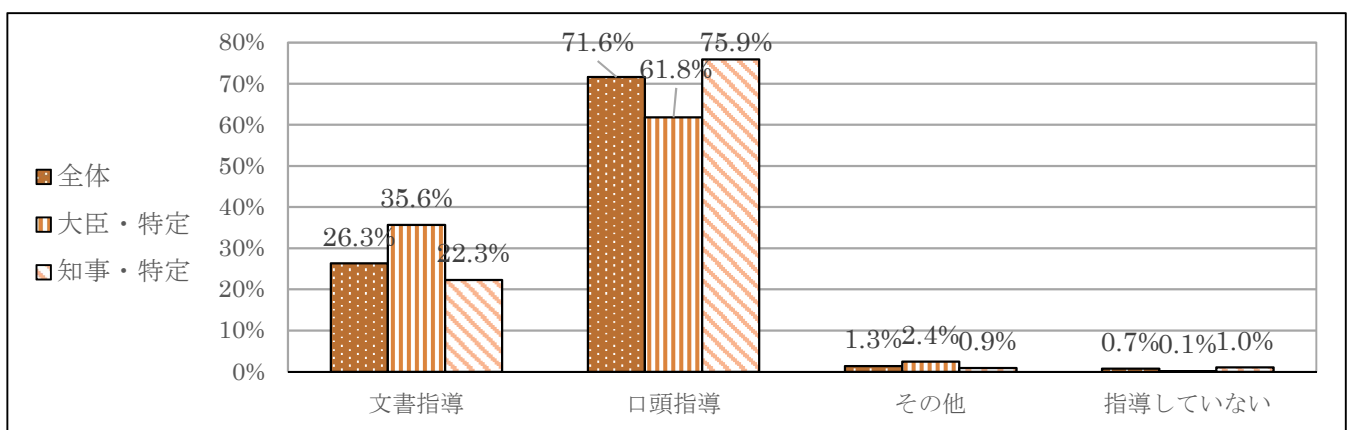
(a) 指導の実施



(b) 指導の内容



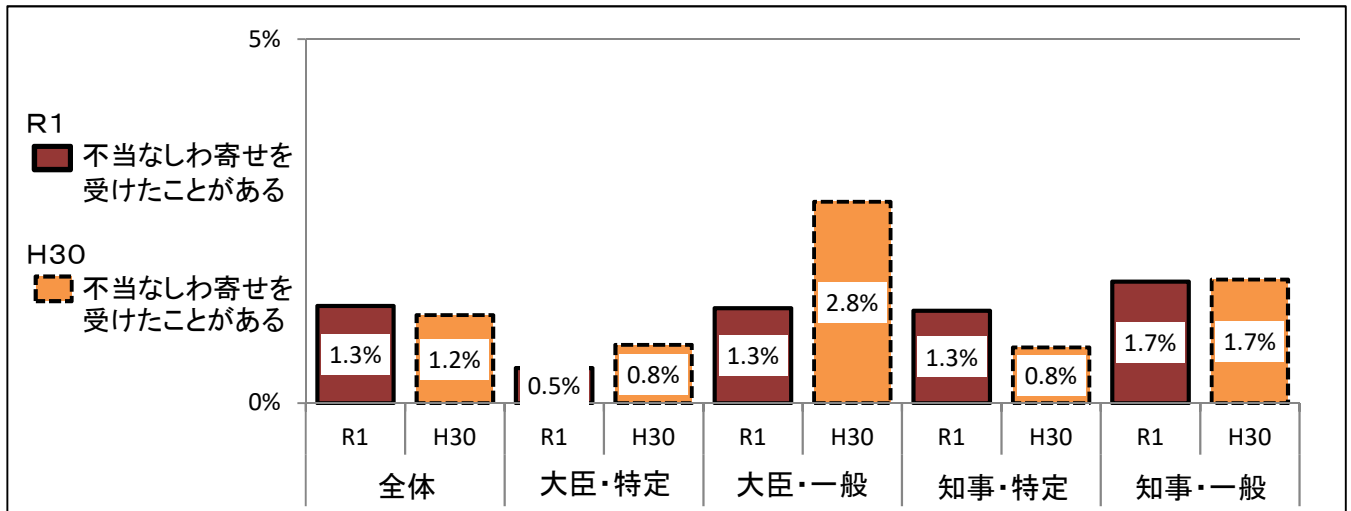
(c) 違反があった場合の指導方法



2.3 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

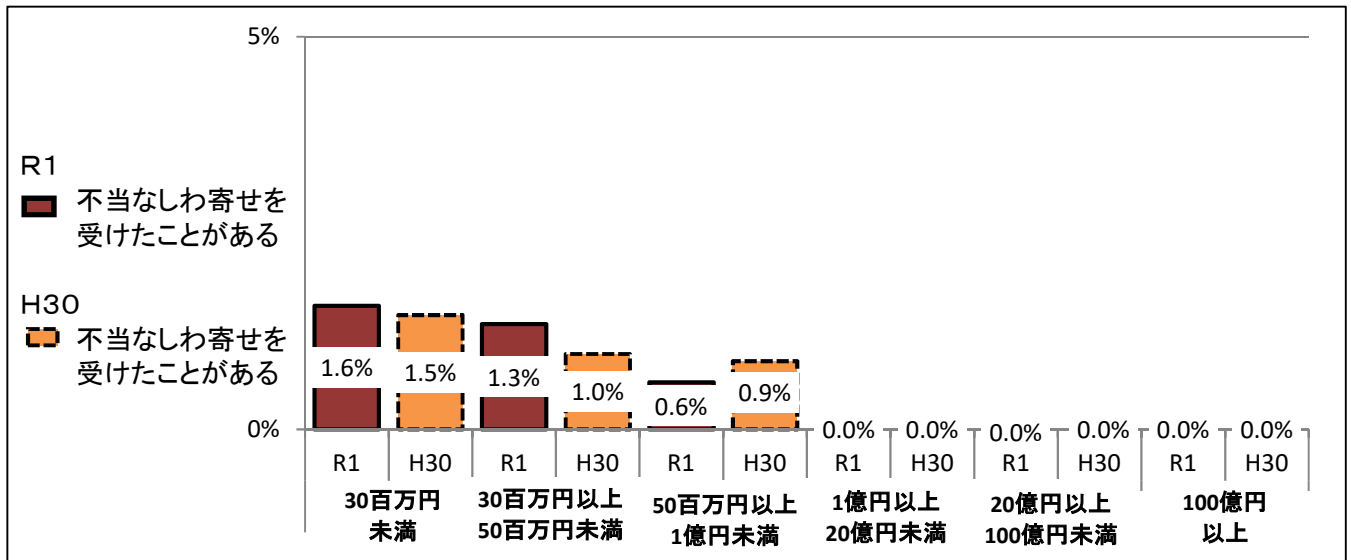
下請負人として建設工事を受注したことがある建設業者 7,868 業者のうち、元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は、105 業者(1.3 %:以下「しわ寄せ率」という。)と、昨年度(1.2%)と同様の状況でした。(図-25(a))

図-25 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



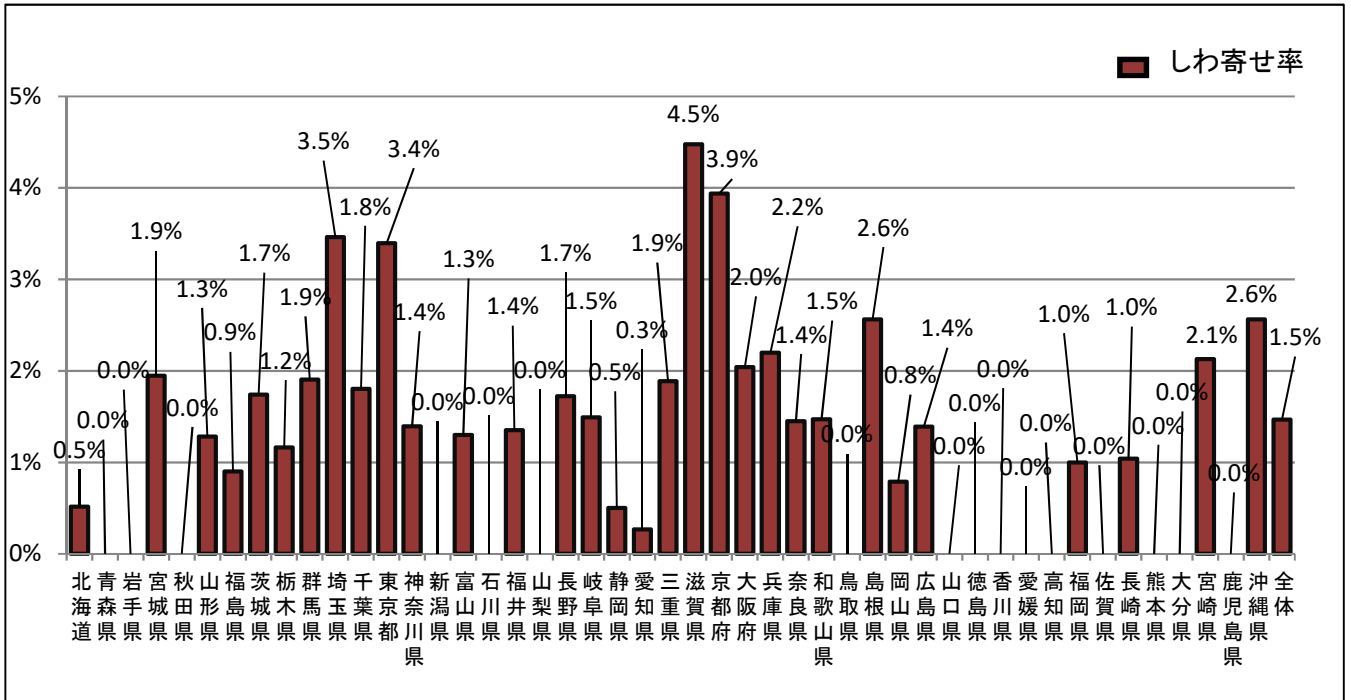
資本金階層別では、資本金規模の小さい建設業者ほどしわ寄せ率が高い傾向にあります。(図-25(b))

(b) 資本金階層別



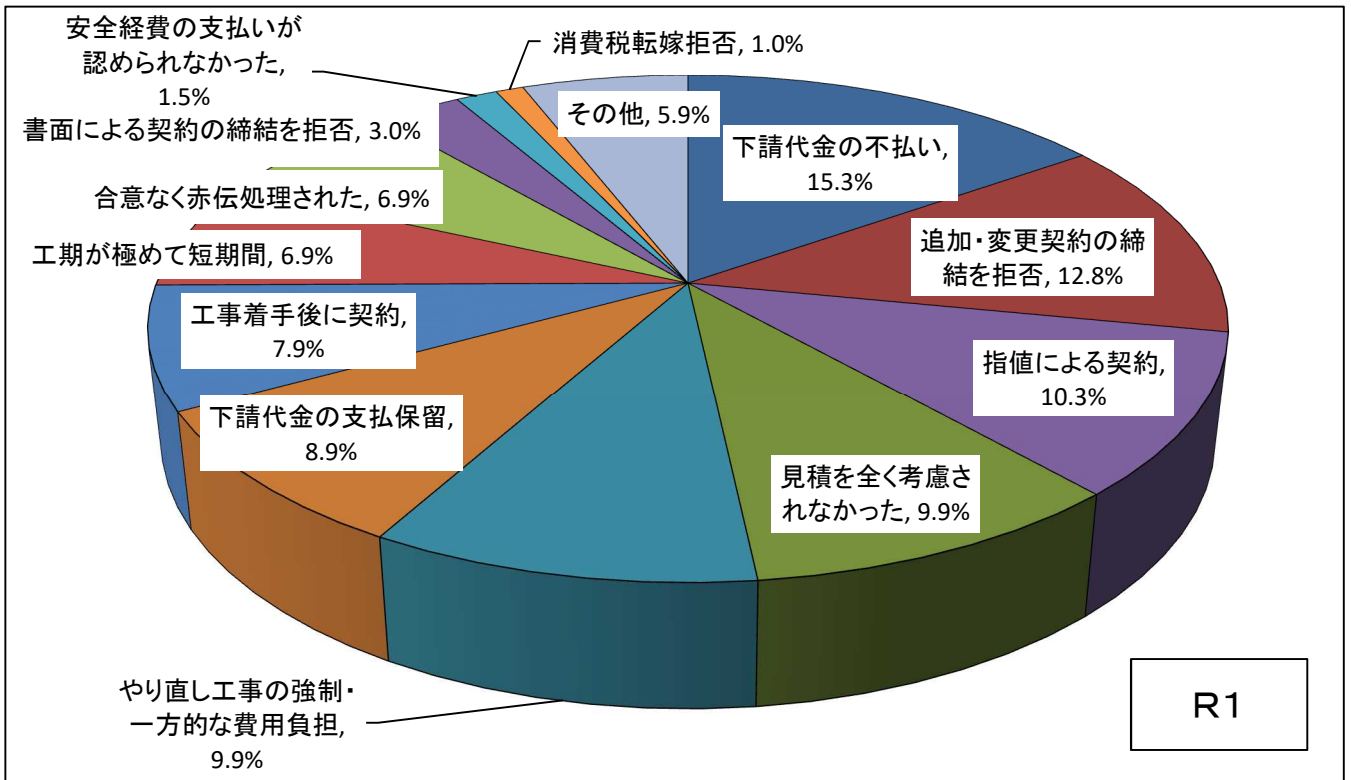
都道府県別では、しわ寄せ率が最も高い自治体は滋賀県(4.5%)となっており(昨年度は山梨県)、しわ寄せがなかった自治体も複数ありました。(図-25(c))

(c) 都道府県別(知事許可建設業者のみ)



具体的なしわ寄せの内容としては、「下請代金の不払い」(15.3%)、「追加・変更契約の締結を拒否」(12.8%)、「指値による契約」(10.3%)の割合が高い状況でした。(図-26)

図-26 しわ寄せの内容



国土交通省では、建設業法違反通報窓口として、「駆け込みホットライン」を開設するとともに、建設工事の請負契約をめぐる元請負人と下請負人のトラブル等に関する相談窓口として、「建設業取引適正化センター」を開設しています。

駆け込みホットラインについて「知っている」との回答は 41.8%であり、昨年度(41.4%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(39.7%)、「国交省ホームページ」(34.0%)の割合が高くなっています。(図-27(b))

図-27(a)「駆け込みホットライン」の認知状況

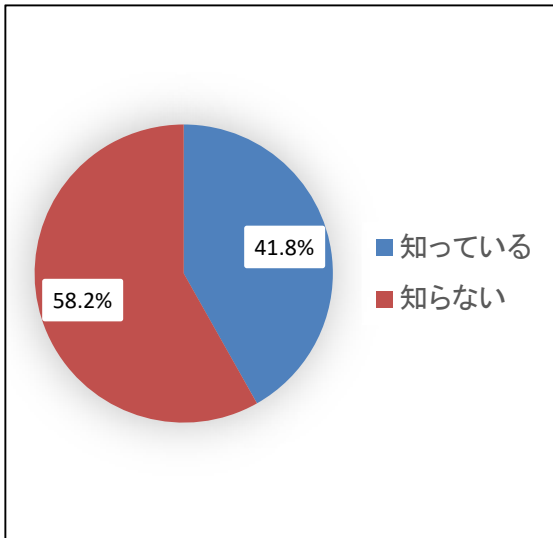
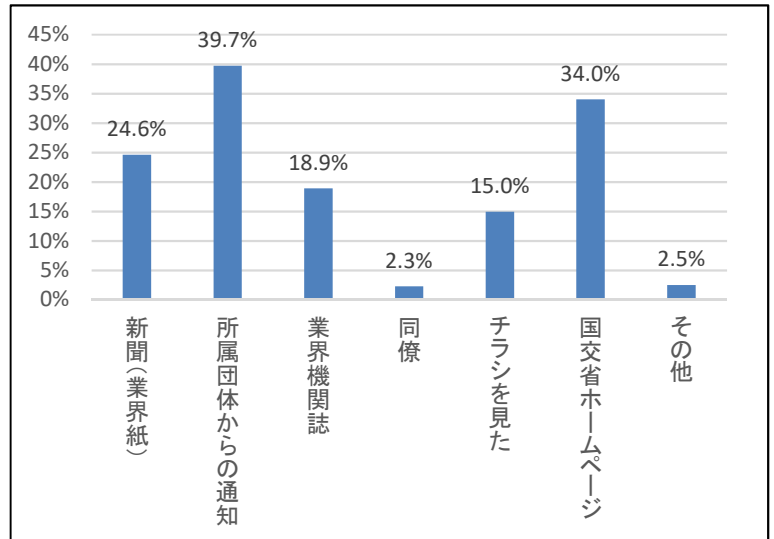


図-27(b)「駆け込みホットライン」を認知したきっかけ



また、建設業取引適正化センターについて「知っている」との回答は 39.3%であり、昨年度(38.2%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-27(c))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(40.4%)、「国交省ホームページ」(32.9%)の割合が高くなっています。(図-27(d))

図-27(c)「建設業取引適正化センター」の認知状況

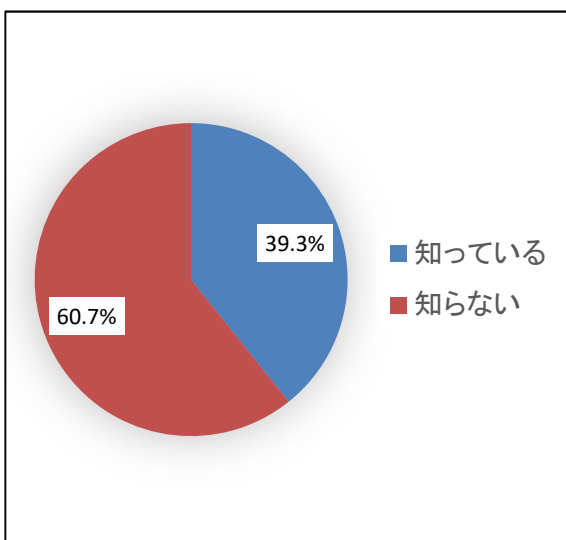
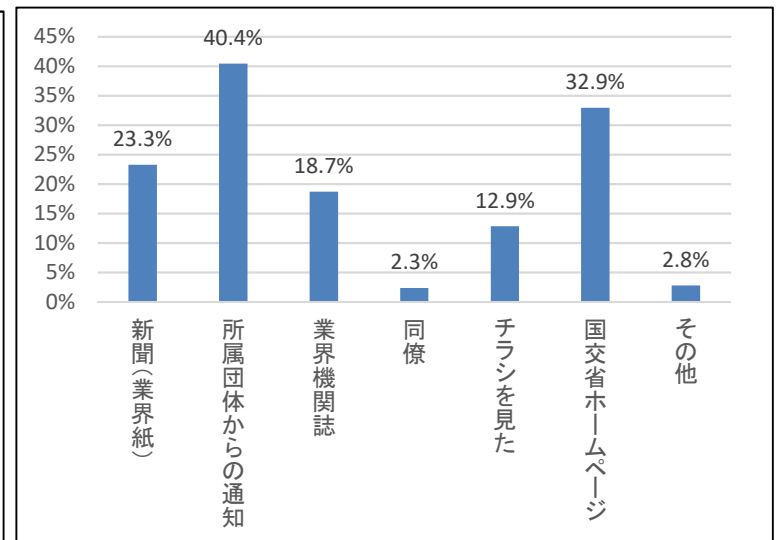


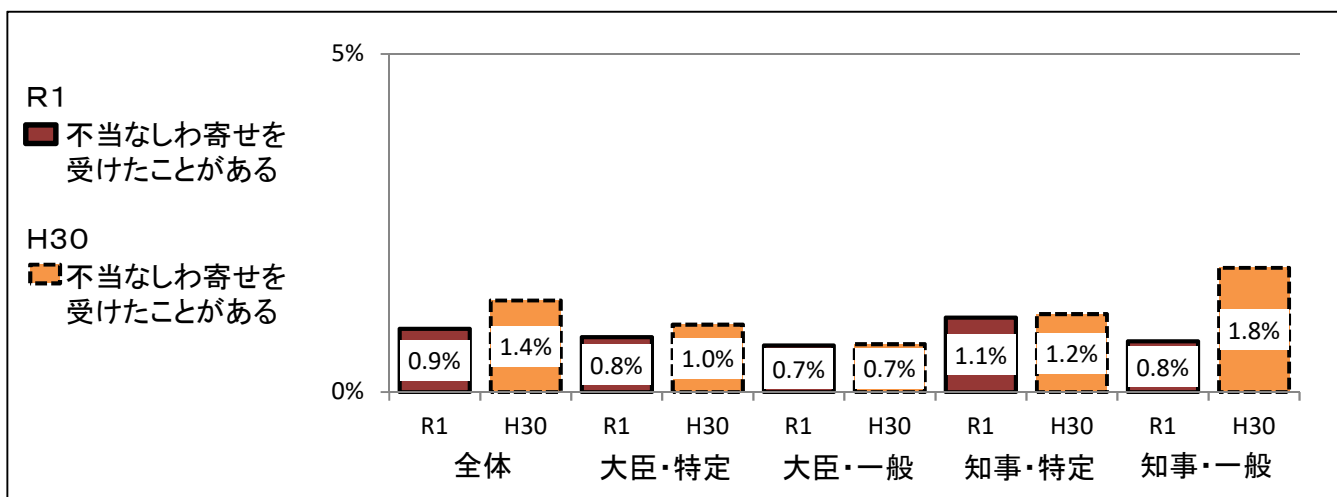
図-27(d)「建設業取引適正化センター」を認知したきっかけ



2.4 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況

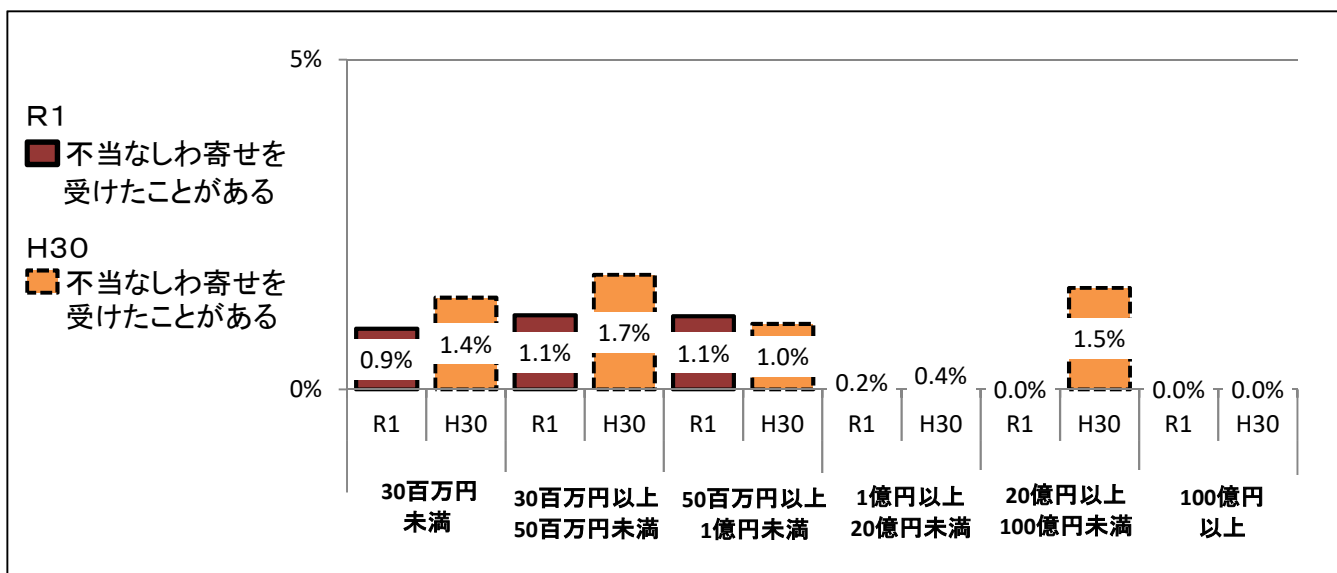
元請負人として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある8,225業者のうち、発注者(施主)から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は77業者(しわ寄せ率0.9%)と、昨年度(1.4%)より0.5ポイント減少しています。(図-28(a))

図-28 発注者(施主)による元請負人へのしわ寄せの状況
(a) 許可区分別



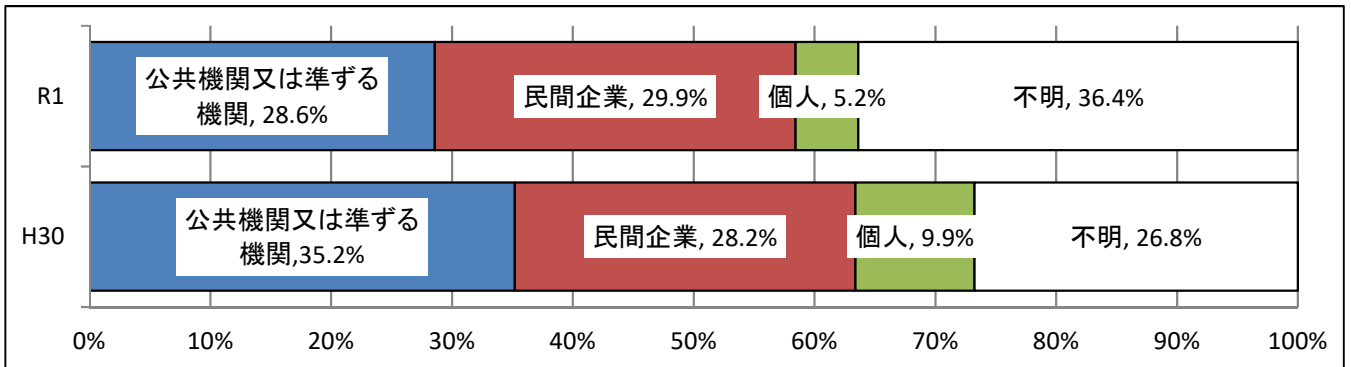
資本金階層別では、資本金規模に関係なくしわ寄せを受けている傾向にあります。(図-28(b))

(b) 資本金階層別



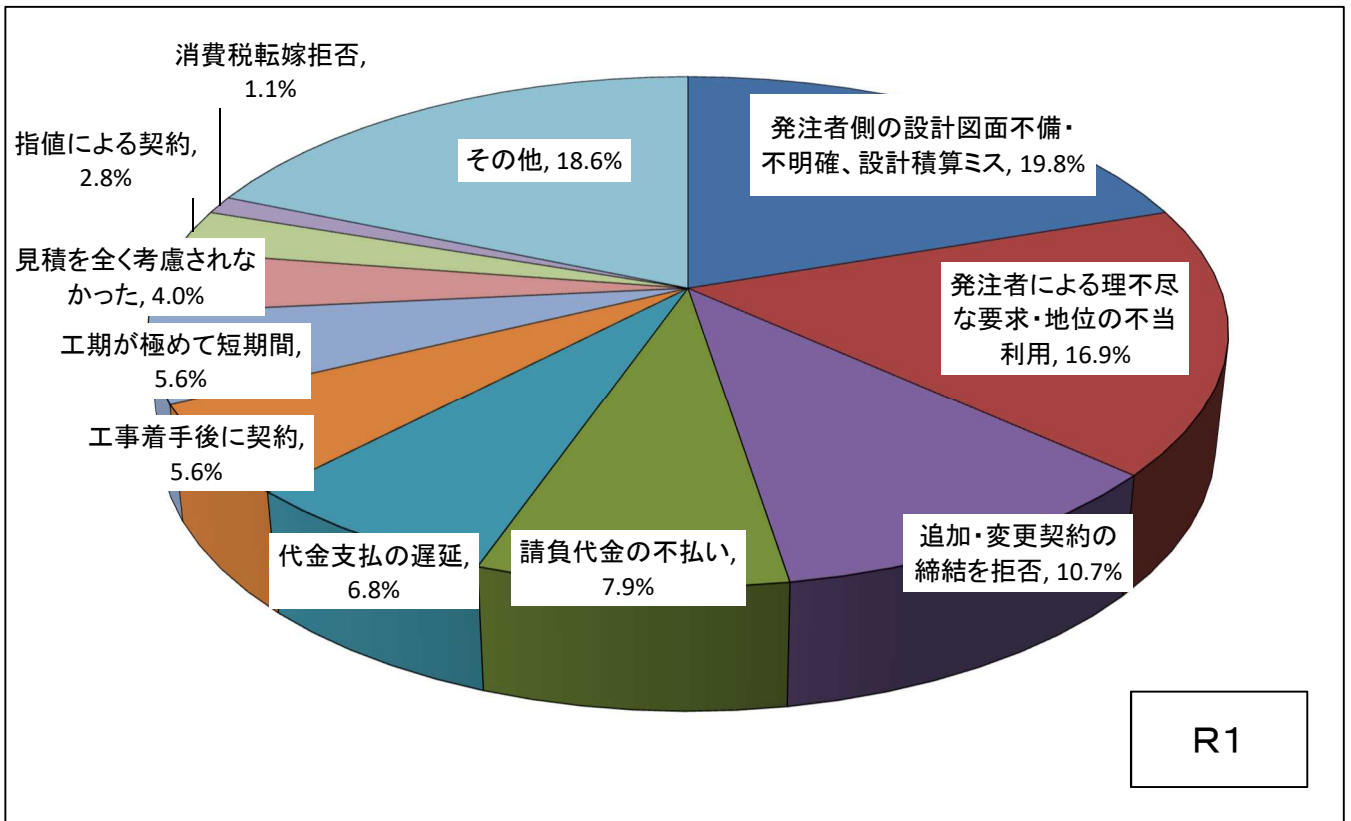
発注者の内訳としては、「公共機関または準ずる機関」が28.6%、「民間企業」が29.9%でした。(図-28(c))

(c) 発注者の内訳



具体的なしわ寄せの内容としては、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」(19.8%)、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」(16.9%)、「追加・変更契約の締結を拒否」(10.7%)の割合が高い状況でした。(図-28(d))

(d) 不適正な取引の内容



また、平成27年度より、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)違反が疑われる公共工事の発注者の行為に対する相談などを総合的に受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」が開設されています。本ダイヤルについて「知っている」との回答は 42.1%であり、昨年度(43.0%)と同様、約 6 割が認知していない状況でした。(図-29(a))

「知っている」と回答した建設業者が認知したきっかけとしては、「所属団体からの通知」(45.0%)、「国交省ホームページ」(31.4%)の割合が高くなっています。(図-29(b))

図-29(a) 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の認知状況

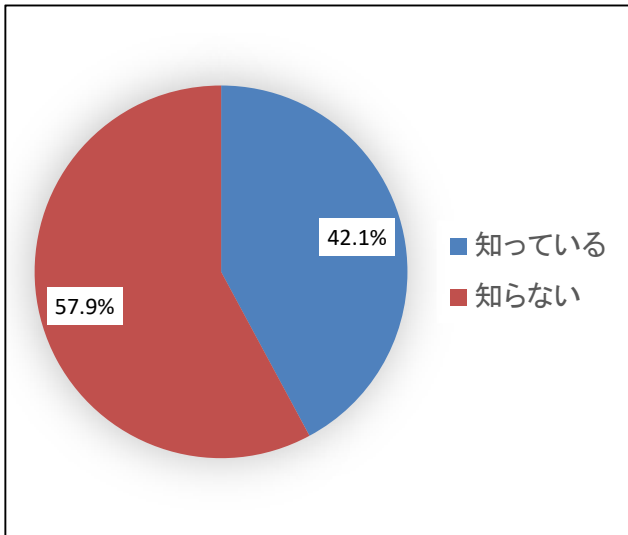
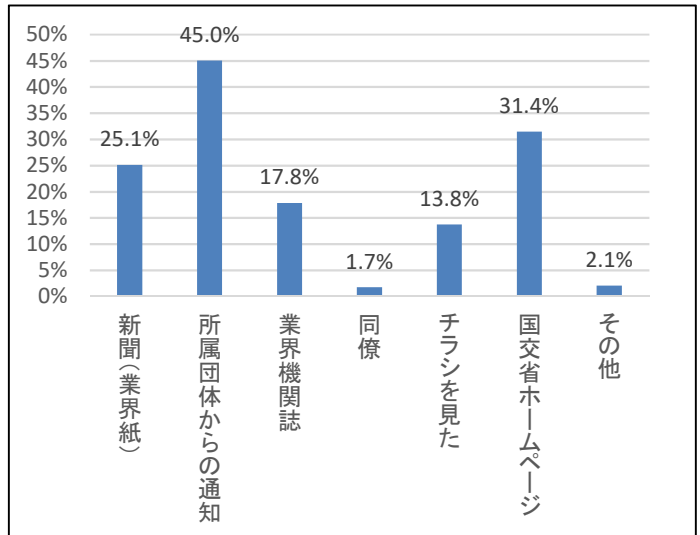


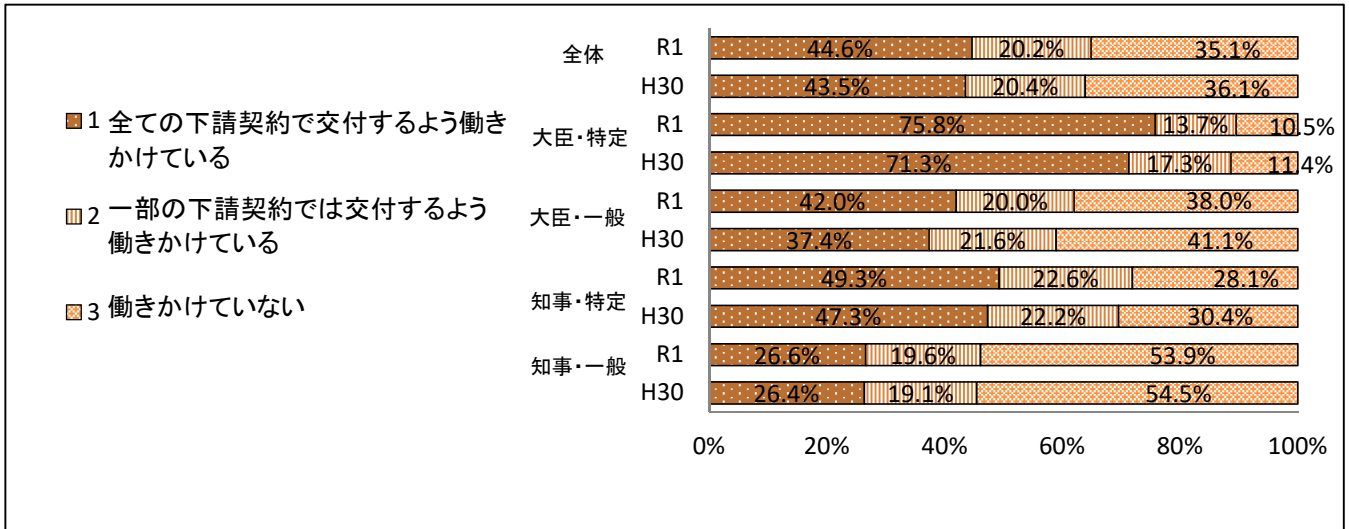
図-29(b) 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を認知したきっかけ



2.5 法定福利費を内訳明示した見積書(標準見積書)・請負代金内訳書の活用状況について

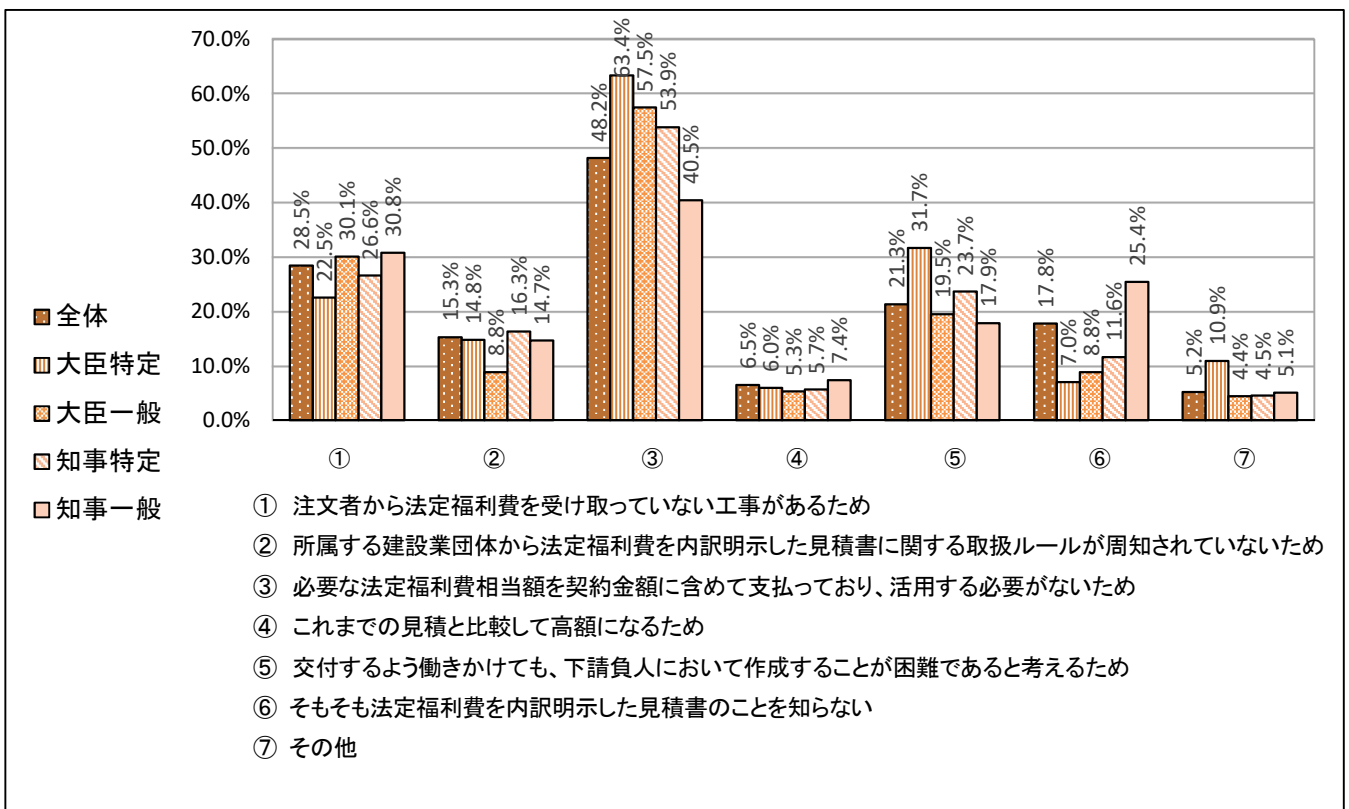
元請負人が下請負人に対し、標準見積書の交付を「全ての下請契約で働きかけている」又は「一部の下請契約で働きかけている」との回答は合わせて**64.8%**で、昨年度より**0.9ポイント**増加しました。(図-30)

図-30 標準見積書の交付に係る下請負人への働きかけ



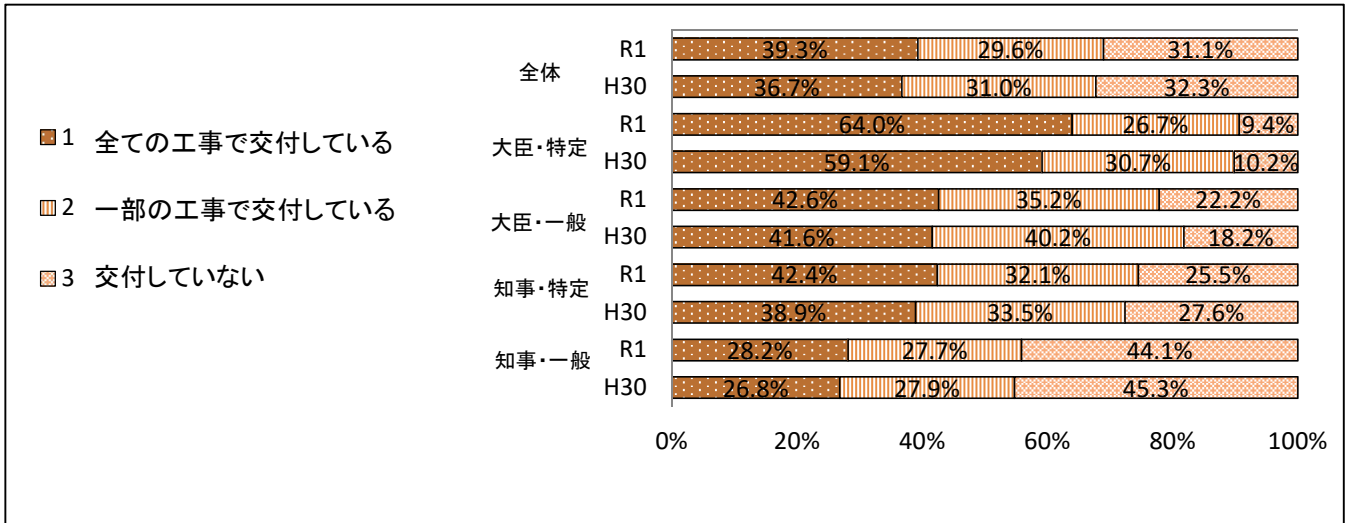
また、標準見積書の交付を働きかけていない理由としては、「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、活用する必要がないため」(48.2%)が最も多い結果となりました。(図-31)

図-31 標準見積書の交付を働きかけていない理由



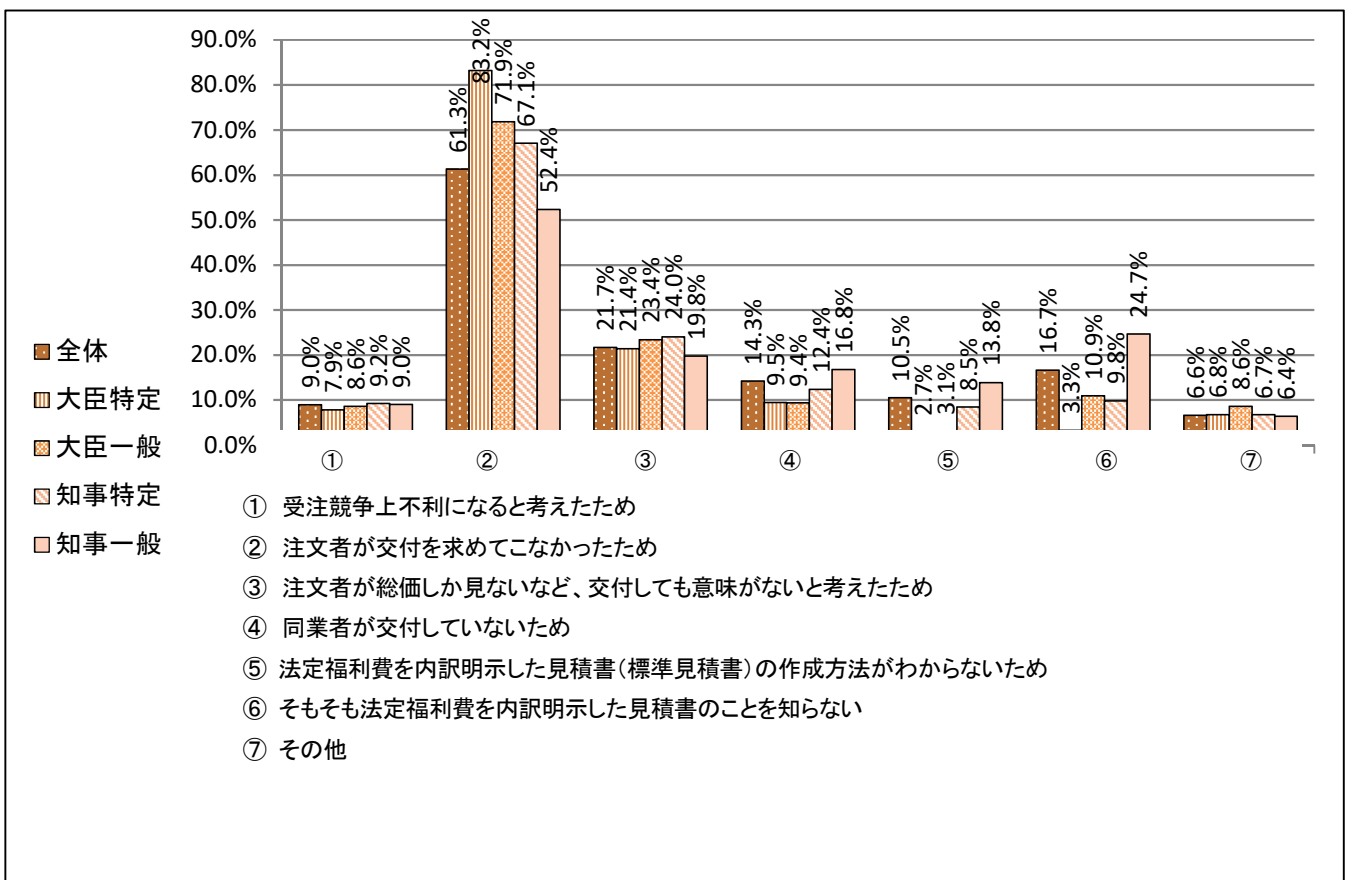
下請負人の標準見積書の活用状況については、「全ての工事で交付している」又は「一部の工事で交付している」との回答は合わせて**68.9%**で昨年度より**1.2ポイント**増加しました。(図-32)

図-32 標準見積書の活用状況



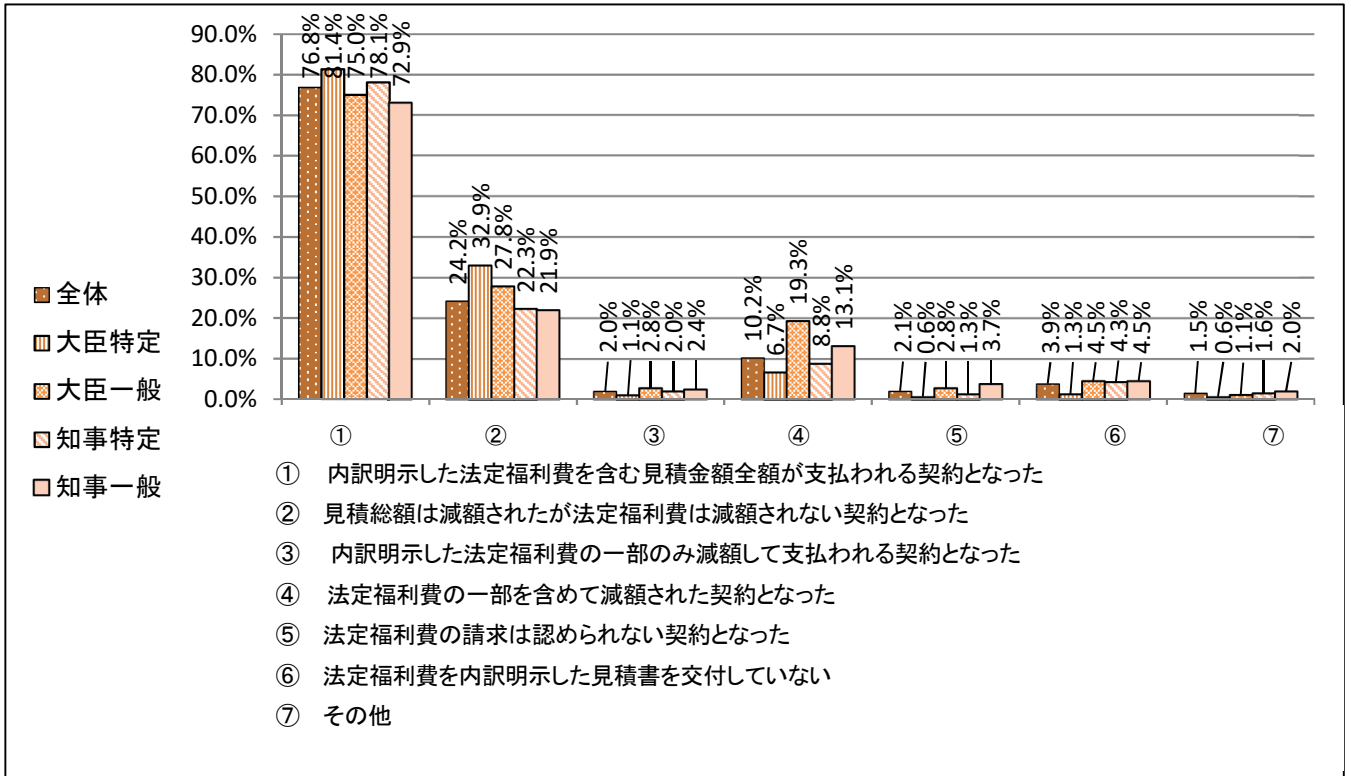
また、標準見積書を交付しない理由としては、「注文者が交付を求めてこなかったため」(**61.3%**)との回答が最も多く、「注文者が総価しか見ないなど、交付しても意味がないと考えたため」(**21.7%**)との回答がこれに次いで多い結果となりました。(図-33)

図-33 下請負人が標準見積書を交付しない理由



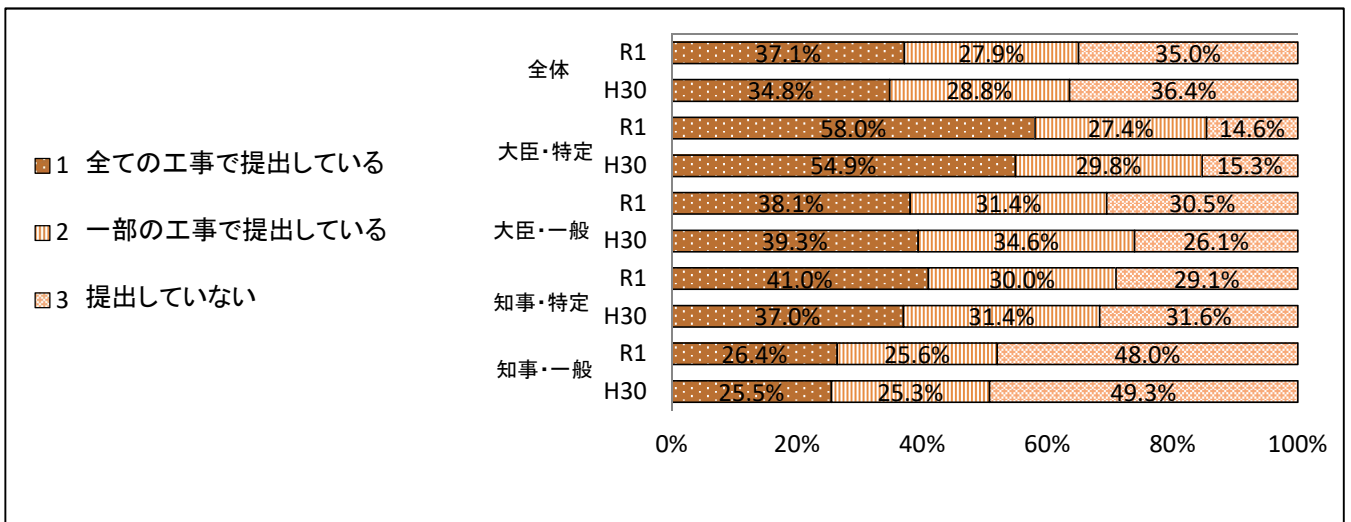
標準見積書を交付した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」との回答が 76.8%、「見積総額は減額されたが法定福利費は減額されない契約となった」との回答が 24.2%という結果でした。(図-34)

図-34 標準見積書を交付した際の元請負人からの対応



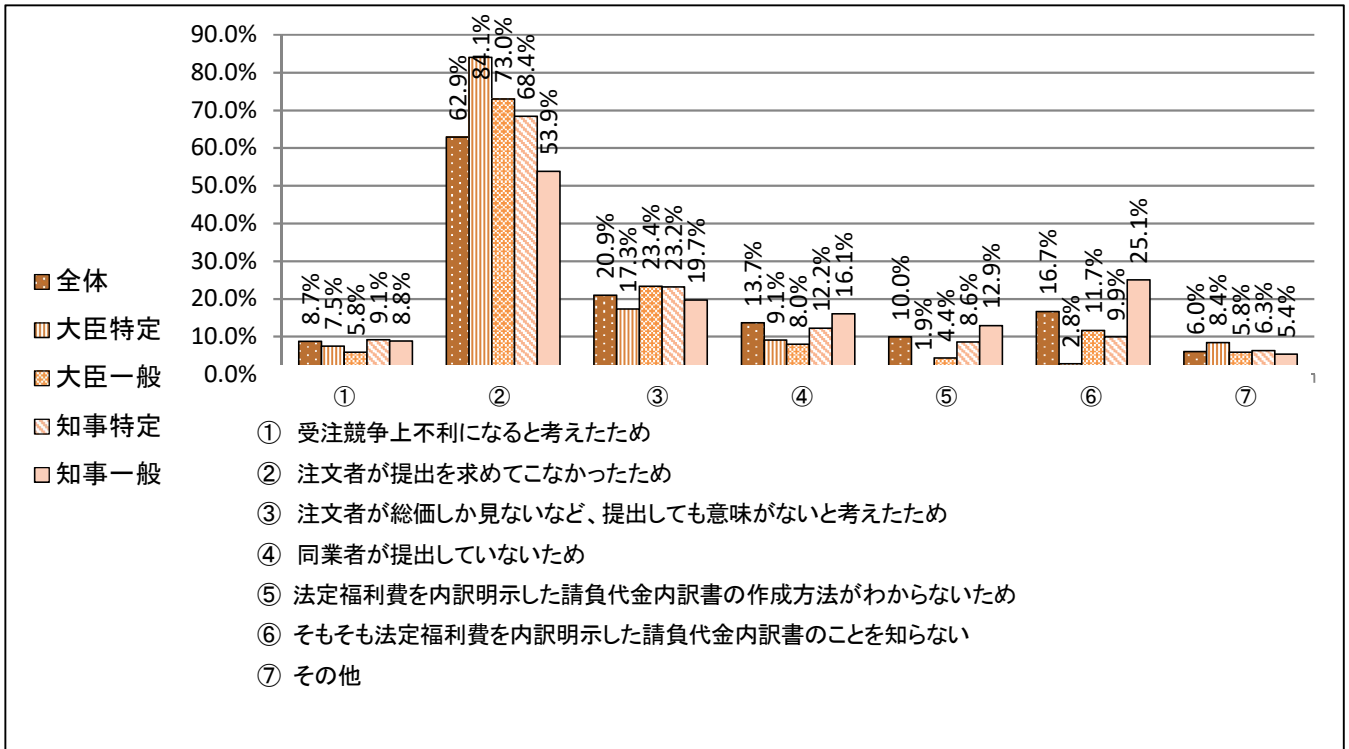
下請負人の法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況については、「全ての工事で提出している」との回答は 37.1%でした。(図-35)

図-35 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況



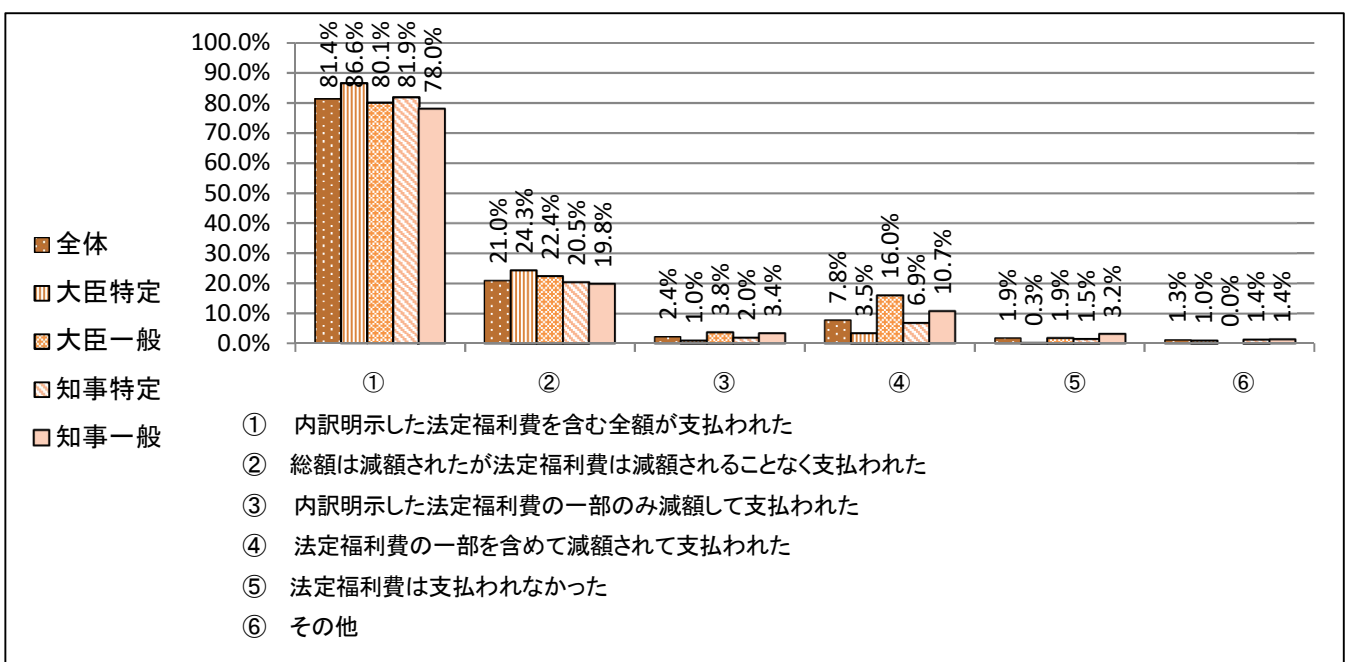
また、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出しない理由としては、「注文者が提出を求めてこなかったため」(62.9%)との回答が最も多く、「注文者が総価しか見ないなど、提出しても意味がないと考えたため」(20.9%)との回答がこれに次いで多い結果となりました。(図-36)

図-36 下請負人が法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出しない理由



法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出した際の元請負人からの対応については、「内訳明示した法定福利費を含む全額が支払われた」との回答が 81.4%、「総額は減額されたが法定福利費は減額されることなく支払われた」との回答が 21.0%という結果でした。(図-37)

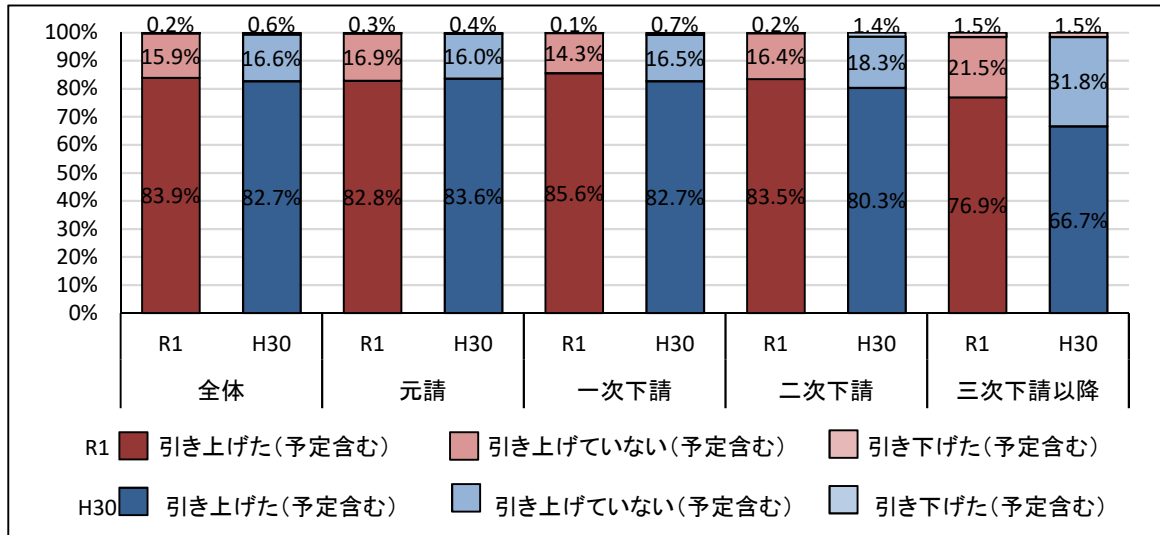
図-37 法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を提出した際の元請負人からの対応



2.6 賃金について

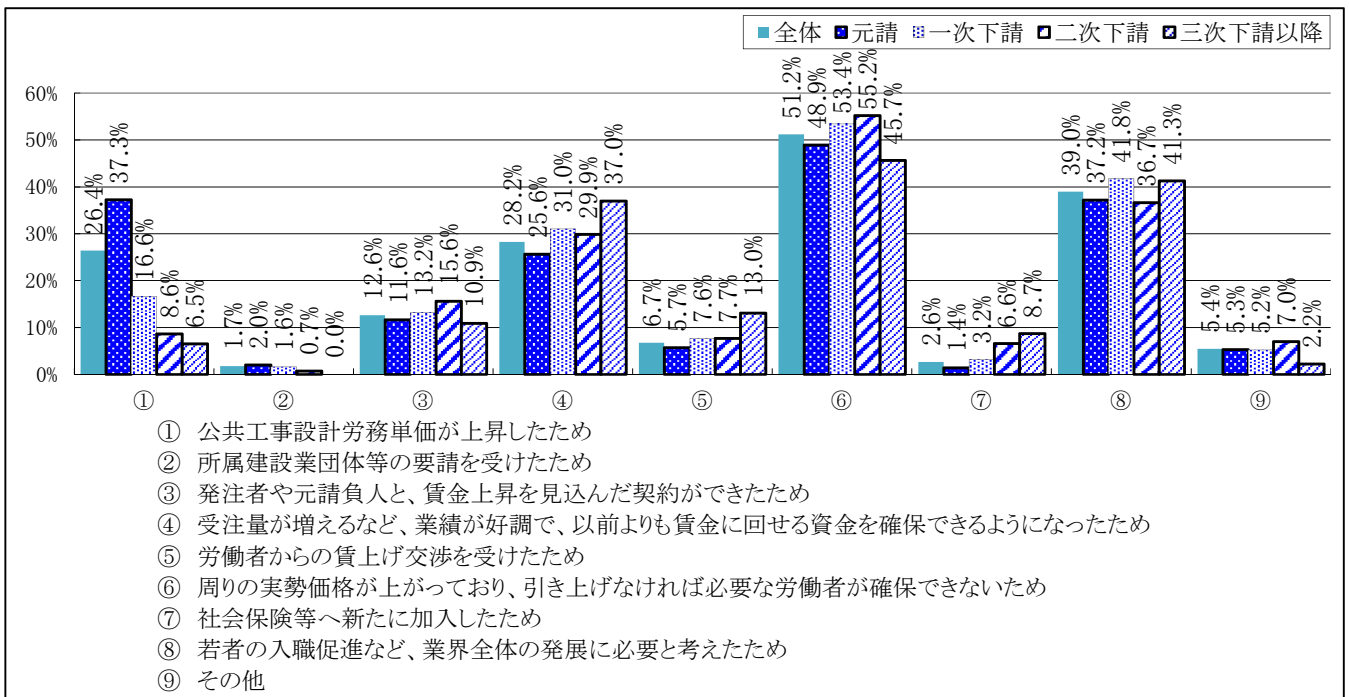
「技能労働者の賃金水準の引き上げ状況」について、「引き上げた(予定含む)」の回答が **83.9%**(昨年度 **82.7%**)と昨年度より **1.2ポイント**増加しました。(図-38)

図-38 賃金水準の引き上げ状況(立場別)



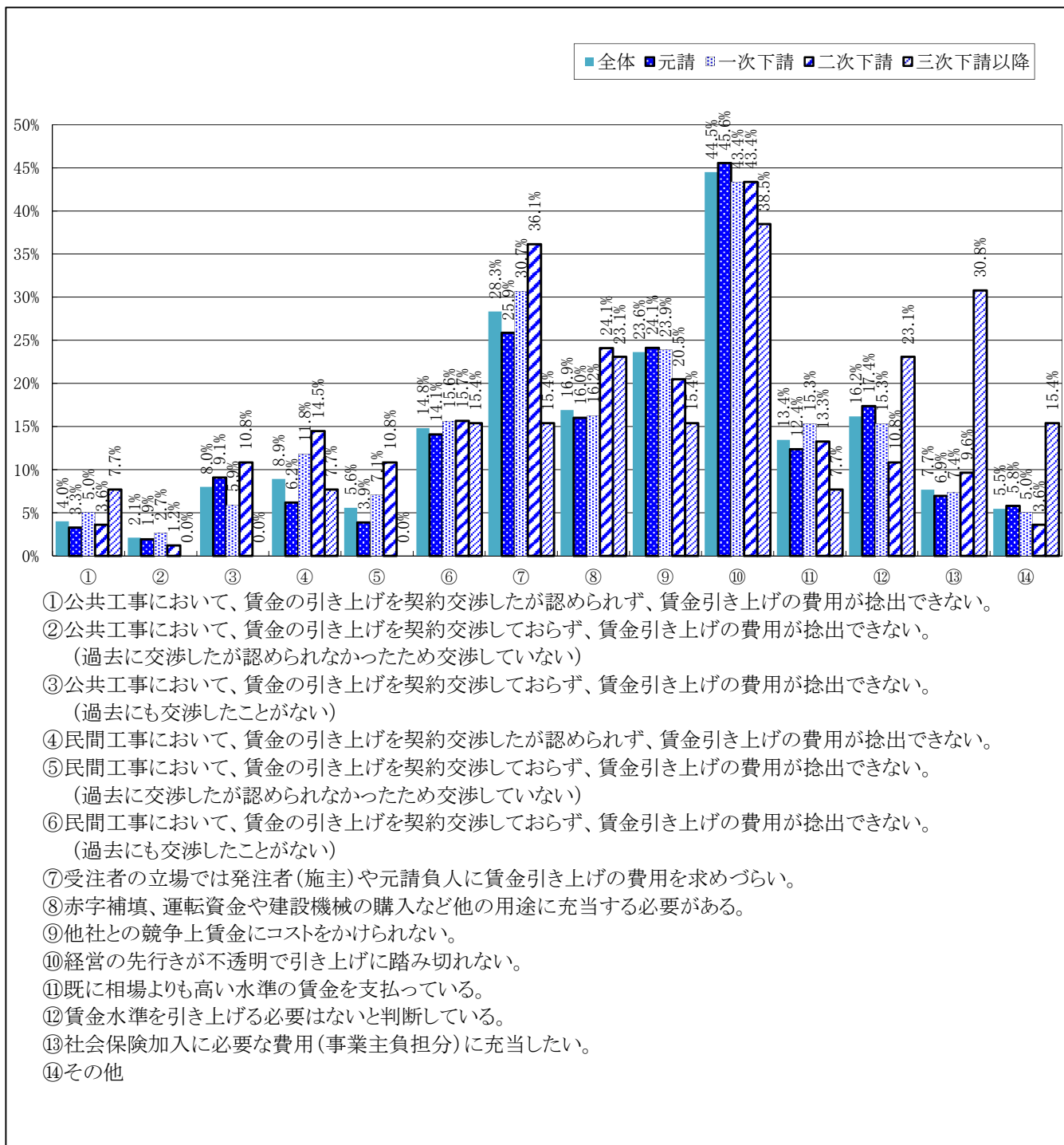
引き上げた理由としては、「⑥周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」が **51.2%**と最も高く、次いで、「⑧若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため」(**39.0%**)「④受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため」(**28.2%**)の順で高い状況でした。(図-39(a))

図-39 理由(立場別)
(a) 引き上げ理由



引き上げない理由としては、「⑩経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」(44.5%)、「⑦受注者の立場では発注者(施主)や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい」(28.3%)の順で高い状況でした。
(図-39(b))

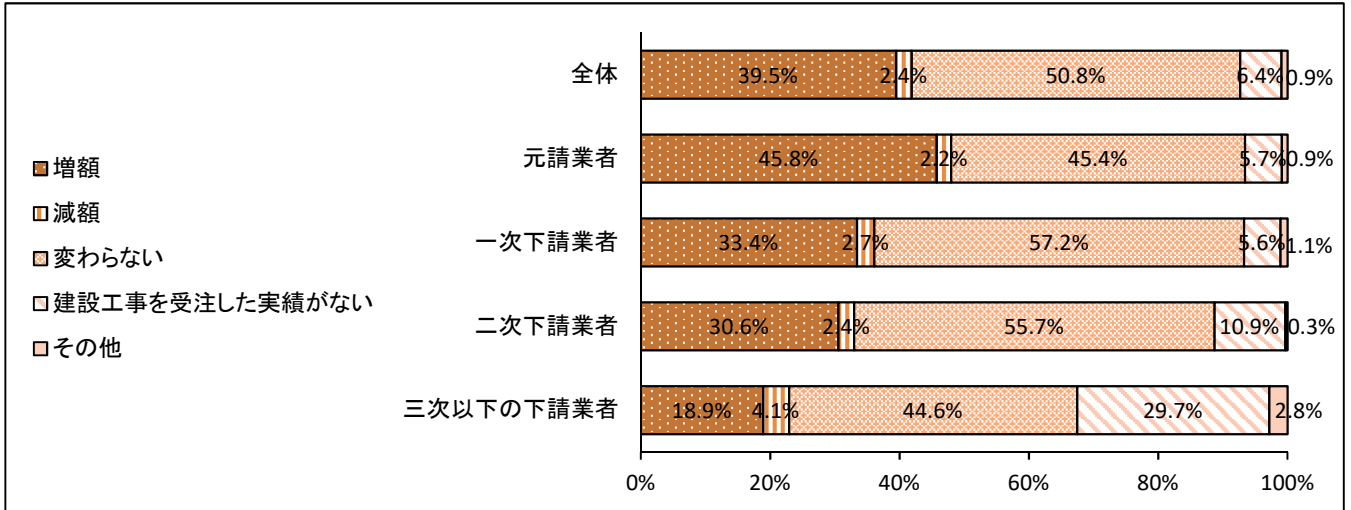
(b) 引き上げない理由



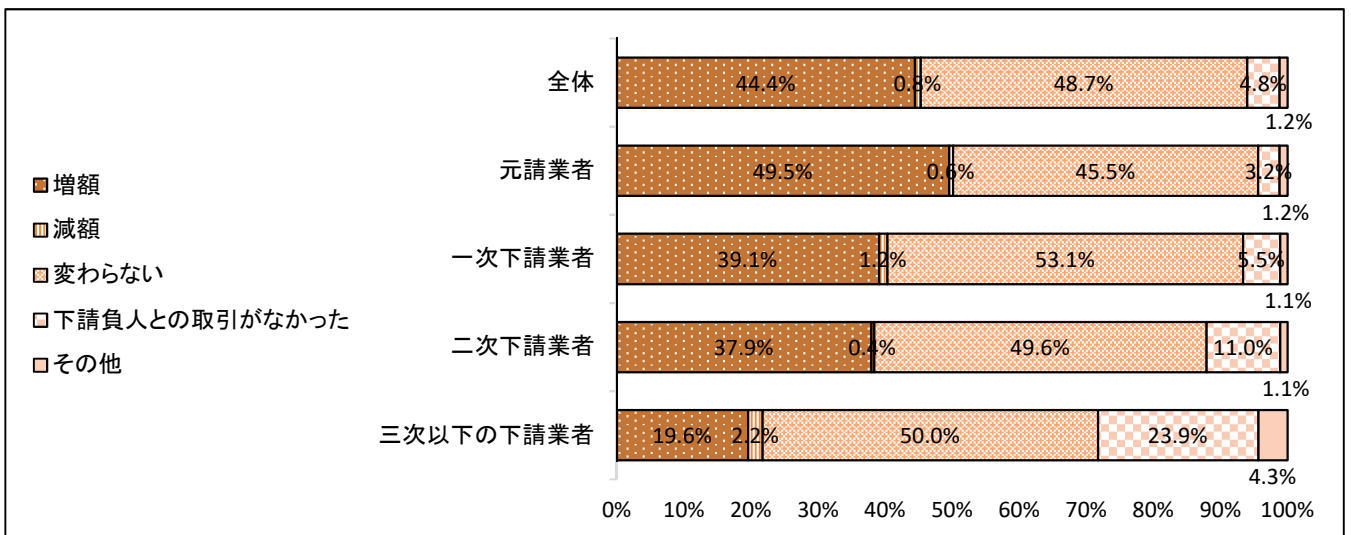
1工事当たりの「請負契約額の状況」について、平成30年7月(約1年前)以降、請負契約額を「増加した」と回答したのは、下請負人(※)の立場(39.5%)、元請負人の立場(44.4%)でした。また、下請負人・元請負人のいずれの立場においても、下の次数の建設業者ほど「増加した」の回答率が低下しています。(図-40(a)、(b))

図-40 請負契約額の増減について

(a) 下請負人(※)の立場で元請負人との請負契約額が増減したか
 ※元請業者については、発注者との請負契約額について回答

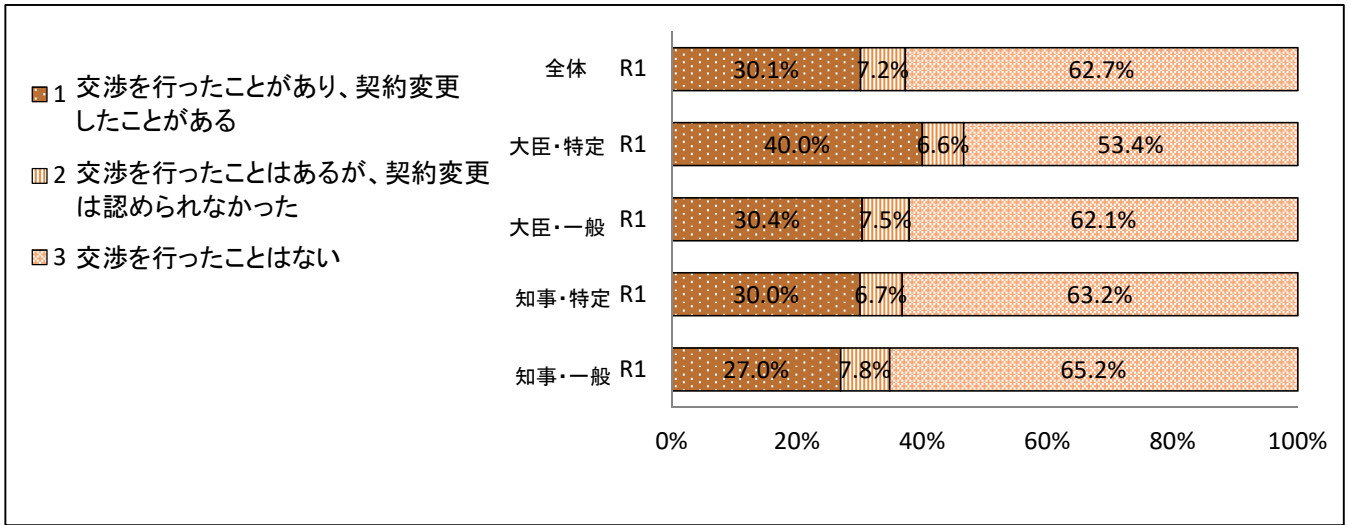


(b) 元請負人の立場で下請負人との請負契約額を増減させたか



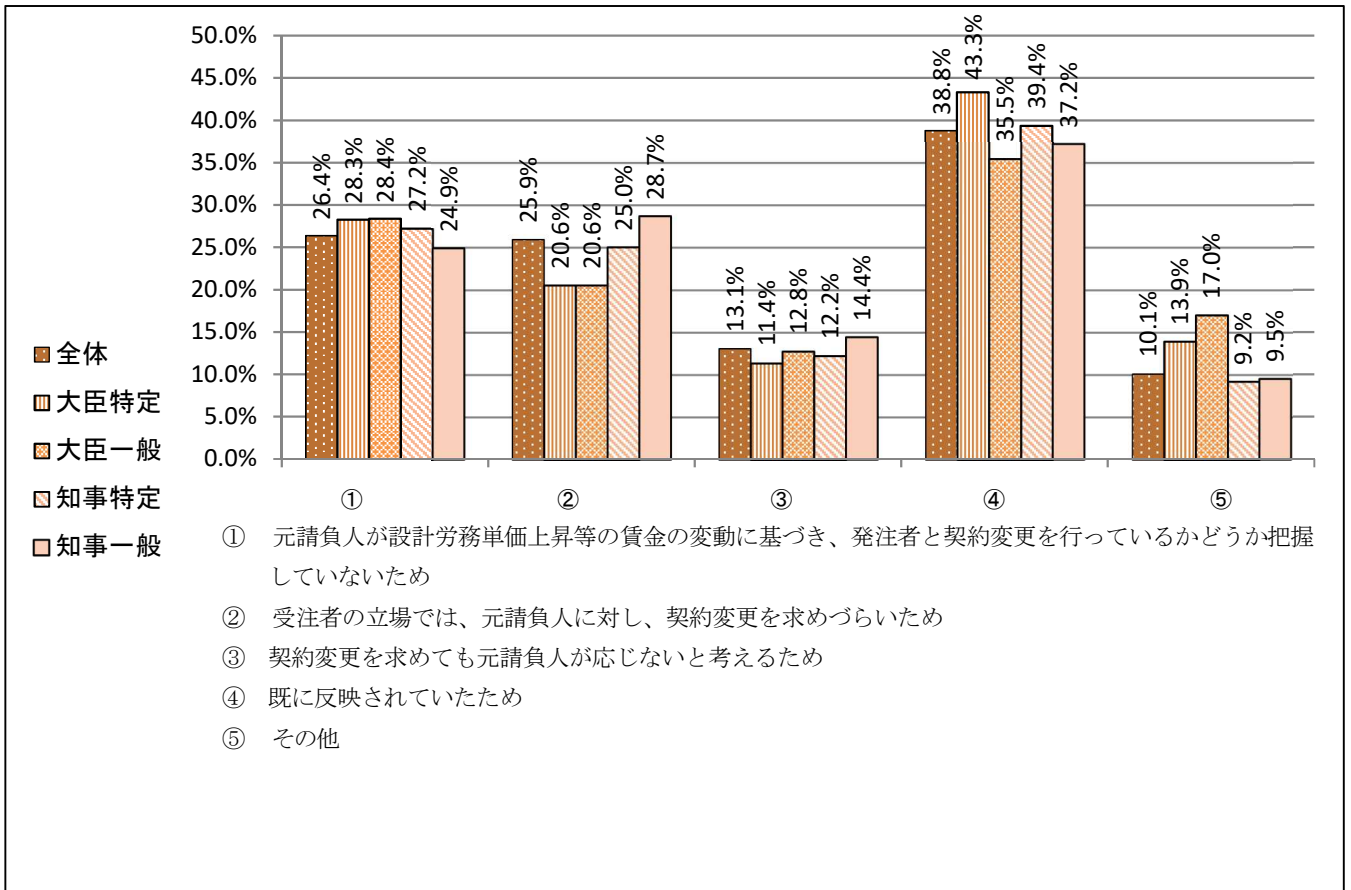
また、公共工事設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、元請負人との請負代金の変更交渉を「行ったことがある」との回答は 37.3%であり、6割以上が「交渉を行ったことはない」という状況でした。(図-41(a))

図-41 設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づく元請負人との請負代金の変更交渉
(a) 交渉を行ったことはあるか



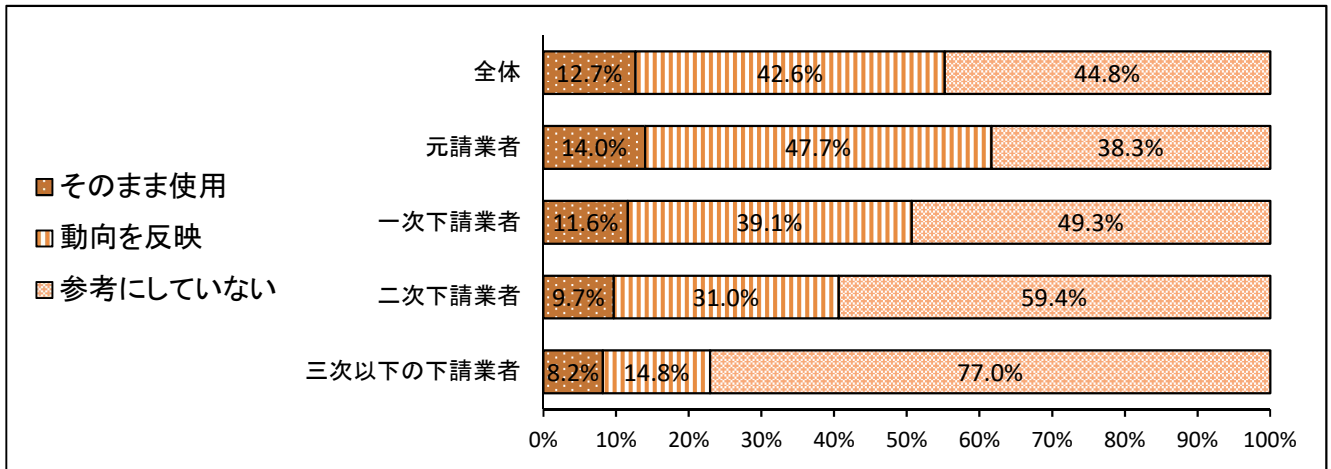
交渉を行ったことが無い理由としては、「既に反映されていたため」(38.8%)との回答が最も多く、「元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者と契約変更を行っているかどうか把握していないため」(26.4%)がこれに次いで多い状況でした。(図-41(b))

(b) 交渉を行ったことがない理由



公共工事設計労務単価については、平成25年4月以降これまで7度にわたり上昇しています。このことを踏まえ、技能労働者への賃金水準の設定において「単価の変動等の動向を賃金に反映させている」(42.6%)との回答が最も多く、「単価をそのまま使用している」との回答は 12.7%という状況でした。(図-42)

図-42 賃金水準の設定において公共工事設計労務単価を参考にしているか



建設業の担い手確保のため、週休2日制の普及に向けた取り組みが行われているところです。

完全週休2日制を採用している割合は、全体で 28.4%(昨年度 25.7%)であり、最も高い大臣特定建設業者においても 50.7%という状況です。(図-43)

図-43 雇用する技能労働者の休暇形態

